

# 平成27年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第1日目 平成27年9月8日(火)

議長 三戸留吉

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。

これより9月定例会を開会いたします。

議事に入る前に、皆さまにご報告いたします。本日、各会計の決算認定議案が、代表監査委員による監査報告がありますが、佐藤代表監査委員が現在病気療養中のため入院しております。よって佐藤代表監査委員に代わりまして、伊藤秋雄監査委員より監査報告を行ってもらうことを、ご報告しておきます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名については会議規則第120条の規定により議長より指名いたします。9番 菊地文人君、10番 伊藤敦朗君を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定については、議会運営委員長 村井剛君の報告を求めます。  
1番 村井剛君

議会運営委員長

村井剛 おはようございます。私から9月定例会の日程・運営等について審議いたしました当議会運営委員会の審議経過と結果について、ご報告を申し上げます。

去る、9月1日午前10時から、第1委員会室において当局より町長、総務課長が出席し委員会が開かれました。

今回の定例会の議案等は、条例改正議案が3件、条例制定議案が2件、条例廃止議案が1件、平成27年度補正予算議案が5件、八郎潟町と秋田県との間の行政服務審査会の事務委託議案が1件、町道路線の認定議案が1件、人事案件が1件、決算認定が7件、報告が1件であります。

また、請願・陳情は、陳情が4件で、一般質問者は7名となっております。

本定例会の日程は皆さんに配付した資料のとおりでありますが、初日が町長の行政報告、議案等の上程、提案理由の説明、質疑、請願・陳情についてなどを行い、各常任委員会に付託することといたしております。

2日目は、一般質問をおこない、終わり次第各常任委員会に入っています。

最終日は、午後3時から各常任委員会に付託された議案等について、委員長報告の後、討論・採決を行います。

また常任委員会において審議された陳情については、委員長がその意見書案を本会議に委員会提出議案として提出し、これを議題として日程に追加し、提案理由の説明の後、質疑・討論を行い採決することといたしております。

これに伴いまして、事務処理の関係上、常任委員会に於いては、陳情の審議日程を早い時期に行っていただくようよろしくお願ひいたします。

本定例会は、決算認定の審議に時間を要することから、本日から9月17日までの10日間で行うことといたしております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 三戸留吉

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から17日までの10日間と決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第3、これより町長の行政報告を求めます。

町長 畠山菊夫

(町長の行政報告 別紙のとおり)

議長 三戸留吉

これより町長の行政報告に対する質疑を行います。確認の意味で申し上げますが、行政報告以外の事項に対する質問、並びに9日の一般質問と重複する質問は控えてくださいよう、また一人一問程度で簡潔にお願いいたします。質問のある方は挙手願います。

はい、5番 加藤千代美君

5番 加藤千代美 全体的な事でお伺いしたいんですが、教育長にお伺いしますけれども、学校で習熟度テストというのをやってますけれども、習熟度というのは、だいたい何%のことを指しているのか、お伺いします。

教育長 江畠廣 内容につきましては、色々あろうかと思いますけど、60%程度できていればよし、という考え方でございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
はい、6番 柳田君

6番 柳田裕平 5ページから6ページにかけたところなんですが、8月7日に町内会長や団体の代表の方々などで除排雪に関する会議を開催しておりますが、毎日の間口除雪作業というところで、町が有料ボランティアの導入を考えていることに対しての意見を求める、云々と書いておりますが、町の考えている意見というのは、具体的にどのような考え方なんでしょうか、お伺いします。

福祉課長 小野良幸 当日の会議では具体的な内容は示しませんでしたけれども、現在ある程度の内容については考えを持っております。その内容については、今ここで詳しく説明いたしますと、今後関係機関との協議に入りますので控えさせていただきたいのですが、いずれ低い額で作業員の方を町内から実施していただきまして、利用する高齢者等を想定しておりますけれども、低い利用料金で実施する内容となっております。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
はい、9番 菊地君

9番 菊地文人 5ページの臨時特例給付金のことですけれども、今現在、何割の方がまだ受け取っていないかと、受け取っていない方について今後どのような対策をとっていくかについて、お願いします。

福祉課長 小野良幸 現在の申請者数については、まだ把握しておりません。今後、まだ申請していない人の対応でございますが、昨年も実施しておりますけれども、直接申請してくださいといった通知を差し上げる予定でございます。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
はい、10番 伊藤敦朗君

10番 伊藤敦朗 2ページの、まちづくり計画策定審議会に30名の方が選ばれておりますが、どういった関係の方が選ばれているか、差し支えなければ教えてください。

総務課長 渡部博英 まちづくり計画策定審議会の構成ですけれども、まず部会が5つほどあります、総務・保健福祉・生活環境・産業観光・教育文化、この5部会に分かれております。そのそれぞれの委員ですけれども、所属団体がありまして、例えば町内会長、あるいは各団体の代表者等でございまして、9月広報に名簿は記載させていただいております。

議長 三戸留吉 はい、他にございませんか。  
なければ、これにて町長の行政報告に対する質問を終わります。  
次に、日程第4、議案第40号から日程第16、議案第52号までの13議案を、各常任委員会に付託する関係で一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、このように決定いたしました。議事日程については、配付している日程表のとおりでございます。  
提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 本日提出いたします議案等の概要について、ご説明申し上げます。  
始めに、会議日程資料7ページをご覧ください。  
議案第40号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について  
番号法の施行により、全住民に向けて個人番号を通知する「通知カード」及び、申請

により交付される「個人番号カード」については、初回は無料交付となります。紛失や損傷等を理由とした再交付については手数料がかかるため、その手数料について定めるものであります。

また、個人番号カードの交付が開始されると、それに伴い、住民基本台帳カードの交付は終了となるため、住民基本台帳カードの交付手数料について削除するものであります。

#### 資料1 1ページ

議案第41号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が平成27年1月に改正されたことに伴い、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改称、一定条件のもと指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の数を3とすることができること、指定認知症対応型通所介護の提供により、事故が発生した場合の対応等の規程を追加すること、その他所要の改正が必要なため、一部改正をするものであります。

#### 資料4 9ページ

議案第42号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員・設備及び運営並びに、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、「複合型サービス」が「看護小規模多機能型居宅介護」に改称、地域密着型施設等の他施設が介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設されている場合における従業者の員数の規程、その他所要の改正が必要なため、一部改正をするものであります。

#### 資料6 4ページ

議案第43号 八郎潟町個人情報保護条例の制定について

番号法の施行に伴い、個人番号等の特定個人情報の保護について条例で定める必要があります。

また、本町の個人情報の保護に関する条例は、電子計算組織での個人情報の保護に限定されておりました。このことについて、電子計算組織に限らず個人情報の取扱いについて定める必要があるため制定するものであります。

#### 資料8 4ページ

議案第44号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について

秋田県市町村総合事務組合退職手当条例の一部改正により、定年前に退職する意思を有する職員の募集による退職者に対する、退職手当の基本額の割増率が拡大されることに伴い、募集等の手続きについて定める必要があるため、条例を制定するものであります。

#### 資料8 9ページ

議案第45号 八郎潟町電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例を廃止する条例について

八郎潟町個人情報保護条例の制定に伴い、電子計算組織の利用に限定した個人情報の保護に関する当条例を廃止するものであります。

続きまして、補正予算関係についてご説明申し上げます。

議案第46号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について

予算書1ページ、歳入歳出にそれぞれ5,563万6千円を追加し、予算総額を29億6,733万8千円としております。

歳入の主なものは、11ページ、国庫支出金・国庫補助金・総務費国庫補助金には、個人番号カード交付事業費補助金222万2千円を追加しております。これは、マイナンバー制度の通知カード及び個人番号カード事務に係る補助金であります。

民生費国庫補助金の介護報酬改定等システム改修補助金120万円の追加は、介護保険法の改正に伴うシステム改修に対する補助金であります。

県支出金・県補助金・総務費県補助金の再生可能エネルギー導入事業費補助金に1,099万3千円を追加しております。これは、公共施設に設置するソーラーLED街路灯6基分であります。

13ページ、繰入金・介護保険特別会計繰入金835万7千円の追加は、平成26年度実績に伴う精算分であります。

町債・臨時財政対策債2,205万1千円の追加は、起債発行可能額の確定によるものであります。

歳出の主なものは、15ページ、総務費・総務管理費の財産管理費、委託料には旧小池農業集落排水処理施設改修工事設計監理委託料38万8千円を、工事請負費には同施設の改修工事費として518万9千円をそれぞれ追加しております。これは、施設の有効利用を図るため、来年度から戸村土地改良区事務所として貸し付けるため、外壁・電気設備等の整備を行うものであります。

また、創作館解体工事費として148万2千円を追加しております。これは同施設が老朽化により使用が困難であることから、解体するものであります。

高岡コミュニティセンター改修工事80万円の追加は、創作館解体に伴い、創作館の利用者が高岡コミュニティセンターを利用出来るよう、センターの展示室を畳敷きにするなど、改修を行うものであります。

電子計算費には、ネットワーク改修委託料205万2千円を追加しております。これは、マイナンバー制度に対応するため、庁内の基幹系ネットワークを総合行政ネットワークに接続するための改修費であります。

また、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金1,337万3千円の追加は、マイナンバー制度と介護報酬改定に伴う、システム改修の負担金分であります。

17ページ、自治振興費には、地域除排雪助成金96万円を追加しております。これは、町内会が行う除排雪活動に対し助成するもので、1町内会あたり3万円を上限としております。

企画費には、街路灯設置工事費1,099万4千円を追加しております。これは、歳入でもご説明いたしました「再生可能エネルギー等導入事業」で実施するもので、町施設5カ所に、蓄電池式ソーラーLED街路灯を6基設置するもので、全額県補助金で賄われます。

戸籍住民基本台帳費には、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金222万2千円を追加しております。これは、歳入でもご説明いたしました、マイナンバー制度の通知カード及び個人番号カードに係る事務を、地方公共団体情報システム機構へ委任するもので、全額国庫補助金で賄われます。

19ページ、民生費・社会福祉費の老人福祉費には、介護保険特別会計繰出金3万4千円を追加しております。

21ページ、衛生費・保健衛生費の健康増進事業費には、総合健診委託料74万円を追加しております。これは、健診受診者が当初見込み者数より増えたためであります。

23ページ、衛生費・清掃費の塵芥処理費には、男鹿市松木沢潟端線防雪柵設置事業負担金として8万3千円を追加しております。これは、八郎湖周辺クリーンセンターへの搬入路となっている松木沢潟端線で、冬期間、視程障害や吹き溜まりが発生し、運搬車両の通行に支障をきたしていることから、交通確保を図るために防雪柵を設置した、男鹿市に対し負担するものであります。

農林水産業費・農業費・農業振興費の負担金補助及び交付金には、農地利用集積促進奨励金として44万4千円を追加しております。これは、当初見込みより集積面積が増えたためであります。

25ページ、商工費の商工振興費には、あきた創業サポートファンド出資金100万円を追加しております。これは、企業家や設立10年以内の企業等へ投資と経営指導を行い、民間活力と雇用を生み出すことを目的とし、本町のほか秋田市・男鹿市・潟上市・五城目町・井川町・大潟村の7市町村と秋田信用金庫・フューチャーベンチャーキャピタル株式会社で出資し「あきた創業サポートファンド」を創設するものであります。

また、観光費の工事請負費には、郷土芸能会館建築工事277万5千円を追加しております。これは、会館の建築にあたり、一日市郷土芸術研究会から要望がありました、トイレと洗面所を追加で設置するものであります。また、隣接する民家への落雪が懸念されることから、会館を西側へ3mほど移動し、側溝の付け替えを行うものであります。その他、水道加入負担金、下水道受益者負担金など必要経費につきましても併せて追加しております。

土木費・道路橋梁費の道路維持舗装費には、町道・下水路整備工事286万2千円を追加しております。これは、サイクリングロードの舗装が劣化していることから、湖水

苑から川崎地区まで、補修工事を行うものであります。

また、除雪対策費の車借上料48万円の追加と27ページ、社会資本整備総合交付金事業の除雪人夫賃34万6千円の追加は、町民座談会で要望がありました、排雪作業を実施する町内会に対し、ロータリー除雪車・ローダー車及び2tダンプ車を運転手付きで、貸出するものであります。

住宅管理費の修繕料326万9千円につきましては、町営住宅の修繕費が嵩んでおり、予算不足が見込まれることから、追加するものであります。

消防費・災害対策費には、避難所・避難場所住民周知看板設置委託料として53万7千円を追加しております。これは、地域防災計画に基づき、避難所及び避難場所の住民周知のため、主要施設に看板を設置するものであります。

29ページ、教育費・中学校費の学校管理費の生徒派遣費補助金には、今後の秋季大会関係費において、不足が見込まれることから66万5千円を追加しております。

なお、各項目に計上されている人件費については、30ページ「給与費明細書」に内訳ごとの総額を記載しております。特別職が16万4千円の減額、一般職は94万4千円の増額となっております。

以上が、一般会計補正予算（第2号）の概要であります。

#### 議案第47号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

33ページ、歳入歳出にそれぞれ167万9千円を追加し、歳入歳出の総額を8億5,717万5千円としております。

歳入では、39ページ、国民健康保険税については、26年度確定申告等を基に賦課算定を行った結果、総額で588万3千円を減額し、前年度繰越金には、756万2千円を追加しております。

歳出では、41ページ、後期高齢者支援金に17万5千円を、介護納付金には137万4千円をそれぞれ追加しております。これは、社会保険診療報酬支払基金への納付金額の確定によるものであります。

また、保健事業費の人間ドック委託料に4万円を、総合健康診査奨励補助金には9万円をそれぞれ追加しております。これは、人間ドックの申請者数が当初予定人数を上回る見込みであるためであります。

以上が、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

#### 議案第48号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

43ページ、歳入歳出にそれぞれ319万4千円を追加し、歳入歳出の総額を2億9,567万円としております。

歳入では、47ページ、繰越金・前年度繰越金に319万4千円を追加しております。

歳出では、下水道費・公共下水道管渠築造工事に319万4千円を追加しております。これは、一般会計でもございました、旧小池農業集落排水処理施設と郷土芸能会館を下水道に接続するための工事費であります。

以上が、公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

#### 議案第49号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

49ページ、歳入歳出にそれぞれ1,294万5千円を追加し、歳入歳出の総額を8億1,478万1千円としております。

歳入では、53ページ、繰入金・その他一般会計繰入金に3万4千円を、前年度繰越金に1,291万1千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なものは、55ページ、諸支出金の償還金に455万4千円を追加しております。これは、平成26年度分介護保険給付の実績による精算で、国・県への返還金であります。

一般会計繰出金も同様で、平成26年度の実績に伴う精算として、835万7千円を追加しております。

なお、人件費の内訳につきましては、56ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要であります。

#### 議案第50号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第2号）について

57ページ、収益的支出に414万1千円を追加し、総額を1億3,674万5千円としております。

また、資本的支出には、201万8千円を追加し、総額8,029万6千円としてお

ります。

収益的支出の主なものは、61ページ、原水及び浄水費の修繕料に329万3千円を追加しております。これは、マイクロストレナーと高度浄水設備のコンプレッサー修繕に伴うものであります。また、配水及び給水費の修繕料71万3千円につきましては、送水ポンプの配管に漏水が生じているため修繕するものであります。

資本的支出の、配水施設整備費・工事請負費201万8千円の追加は、漏電により動作不良となっている、送水ポンプの取付工事を行うものであります。

なお、人件費の内訳につきましては、62ページ「給与費明細書」に記載しております。

以上が、上水道特別会計補正予算（第2号）の概要であります。

よろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。

続きまして、会議日程資料91ページをご覧ください。

議案第51号 八郎潟町と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託について

行政不服審査法が平成26年6月に改正され、審査請求人より提出された不服への裁決に対し、第三者機関による諮問が必要となりました。

この第三者機関については設置が義務づけられていますが、人材・予算などの関係から自治体毎に設置することが困難であると考えられるため、秋田県へ諮問機関に関する事務を委託するものであります。

資料92ページ

議案第52号 町道路線の認定について

上屋根地内の民間宅地造成に伴い、寄附を受けた道路を町道認定するものであります。長くなりましたが、以上であります。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。

始めに、議案第40号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第40号についての質疑を終わります。

次に、議案第41号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第41号についての質疑を終わります。

次に、議案第42号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第42号についての質疑を終わります。

次に、議案第43号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、4番 石井清人君

4番 石井清人 43号について、私の感想なんですけども、私も届いた時に読んでいきましたら、例えば66ページの所の、2(4)に、八郎潟町個人情報保護審査会とあります。それから67ページの3(2)に、八郎潟町個人情報保護審査会とあります。それから67ページの2(6)に、八郎潟町個人情報保護審査会とあります。それから68ページに、第7条(2)に、八郎潟町個人情報保護審査会とあります。それから70ページの(5)上から4行目、八郎潟町個人情報保護審査会とあります。これが何かなと思って読んでいくと、80ページの第4章に八郎潟町個人情報保護審査会というページが出てくるんです。

私の感想からすると、64ページの第2条のあたりに、この八郎潟町個人情報保護審査会というものが何であるかという定義を先に入れてから作っていった方が、分かりやすいのではないかと思いました。感想です。以上です。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第43号についての質疑を終わります。

次に、議案第44号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、5番 加藤千代美君

5番 加藤千代美 この退職勧奨の件なんですけれども、これについて募集することはいいのですが、必要以上に退職者が多く出たという場合に、財源負担がやれるかどうか等を検討した上での、募集人員の対応なのかどうか。具体的にいいますと、職員の皆さん分かっていると思いますが、以前、退職互助会という制度がありました。これが退職金が支払えなくなつて現職の職員方が大いに損をした経緯があります。そういうことに至らないかどうかを検討したのかどうか、ひとつお話ししていただきたいと思います。

総務課長 渡部博英 この退職手当につきましては、市町村総合事務組合の方で行っております。今回、条例の制定につきましては、45歳以上で勤続年数が20年以上の方を対象にして、募集することとなります。なお、町が募集の範囲、あるいは募集の人数等の実施要項を策定して、早期退職希望者の募集を行うこととなります。

ですので、退職手当につきましては、募集の際に、人員を示すわけですので、総合事務組合の方では財源は確保できると考えております。

5番 加藤千代美 総合事務組合で退職金は確保できると言いましたけれども、この勧奨退職の場合は、市町村負担が当然あるわけですね。その負担割合についても、十分検討したものですか。

総務課長 渡部博英 総合事務組合の定職手当の一部改正は、平成25年の11月8日に交付されておりまして、平成26年4月1日に施行済でございます。退職手当につきましては、その事務組合の中で十分に検討してございます。

議長 三戸留吉 はい、4番 石井清人君

4番 石井清人 役場の職員の定年は、条例で60歳となっていますが、定年前に辞める場合は、今まで勧奨制度を使って割増があったんですけども、そうすると勧奨制度も残ってるし、条例による定年前の退職募集もあるということですか。2つの制度が残るということですか。

総務課長 渡部博英 ご質問にお答えいたします。勧奨は廃止となります。以前は50歳以上勤続年数が25年以上で、定年前1年に付き一律基本額の20%を割増しておりました。これを廃止いたしまして、先程申し上げましたけれども、45歳以上勤続年数20年以上を対象にした場合に、定年前1年に付き基本額の3%を上限に割り増しするということの改正となります。

副町長 千田清 少し補足いたしますが、従来の勧奨制度で普通負担金と特別負担金の差額が出ます。その差額が町の負担となっております。今回支給される場合については、若干それから少し上乗せなので、今までの特別負担金と新たに生じる負担金というのは、大した額ではありませんので、そこら辺よろしくお願ひいたします。

議長 三戸留吉 他に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 そうすると、従来の勧奨退職よりも自主退職した場合の退職金の額というのは、安くなるということですか。

総務課長 渡部博英 今回の改正によりまして、先程申し上げましたけれども、2%から3%、1%上がりますので、退職の手当ては多くなるということです。  
自主退職の場合は、同じ金額です。

議長 三戸留吉 他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第44号についての質疑を終わります。  
次に、議案第45号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第45号についての質疑を終わります。  
次に、議案第46号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 3点ばかり伺います。最初は、15ページ、小池集落の集落排水事業の関係が入っていますけれども、これは補正で追加されるわけでありますけれども、小池の場合と浦大町の場合を比較してみました。これでいきますと、設計費これは改修内容によりますでしうけど、設計の方は浦大町の方が2,268千円、この度の小池の方は388千円、工事費は、浦大町の方が23,280千円、小池の方が5,189千円、こういう風にかなりはつきりした差があります。今までの利用は似たようなもので、規模は若干違うでしうけども、今後違いがもうちょっと分かるようにご説明いただきたいと思います。それが1点です。

それから23ページ、男鹿市の松木沢の関係です。これ債務負担行為を組んでおりますけれども、債務負担行為を組んで毎年度予算計上している、その場合に私ちょっと定かでないでお聞きしたいんですけども、各町村の議会等での事前の取り扱い、組合での取り扱い、負担行為を組む場合の町の議会での取り扱い、ここら辺が予算だけ載つてきておりまして、これによると28年度から41年度までというような債務負担行為で単年度予算です。ですからこの辺については、どういう風な解釈をしているものか、その辺をお聞きしたと思います。

それからもう1点は、郷土芸能の関係25ページに計上されておりまして、追加予算で、当初予定されておらなかつたトイレ等の改修をやるということの追加ですけれども、これみると事業費でいきますと、23,912千円これが26,687千円、2,75千円の追加です。

ただ、これ前の設計との対比をみますと、おおよそ6.2%の増です。この場合は、人件費が入っておりませんで事業費だけが増額しているということで、これは業者との話し合いがあるのか、納得させるものがあるのか分からぬけど、これをちょっとご説明いただきたいと思います。

議長 三戸留吉 最初に、15ページの小池集落のことについて

建設課長 吉田久壽 この違いについてですけども、秋田県の建築設計管理業務委託算定基準がありますて、それを参考にしまして八郎潟町でも設計管理業務委託算定基準を作成しております。この大きな違いというのは、浦大町の方は史料館ということと、小池の方は事務室ということで、これが大きな違いで算定に違いがあります。

議長 三戸留吉 次に、23ページの松木沢のことについて

町民課長 一ノ関一人 債務負担行為の設定ですけれども、周辺市町村においても債務負担行為の設定をしております。県の市町村課の方から、男鹿市で過疎債を活用して41年まで償還するわけですので、それと同じくその分を町の方で負担することになりますので、債務負担行為ということで設定しております。

議長 三戸留吉 次に、25ページの郷土芸能会館について

産業課長 加藤貞憲 郷土芸能会館の設計についてですが、設計の委託契約まだ期間中でありますので、その為の変更設計をお願いしております。金額の方は伺っておりません。

11番 近藤美喜雄 いま加藤課長が言ったように、これから契約ということですが、そうすると設計の方は全く予算と関係しないでいい、これから契約するので今までの分は別に表すわけではない、前の予算でいくという考え方でよろしいですか。

産業課長 加藤貞憲 設計については、既に4月に契約を結んでおります。工事に関してですが、全く入札等まだ行っておりませんので、今回工事費については追加し、新たに水道・下水道共にありますので、発注については予算がついてから発注するという考え方で、今回計上しております。

11番 近藤美喜雄 工事費の事じやなくて、工事費もあるけれども、追加設計の調査設計の方は追加しないで、応分の設計の追加もあっていいのではないかという考えです。同率で行くと20万近く追加なると私は思いますけれども、そこら辺。

産業課長 加藤貞憲 設計及び管理も含めて、一括で契約しておりますので、新たな設計料については発生しないということで、契約を取り結んでおります。

議長 三戸留吉 他に、はい、4番 石井君

4番 石井清人 2つほど聞きたいんですけども、15ページ、創作館解体工事であります。創作館は、創作館設置条例があるので創作館があるわけですが、町長の行政報告では、この施設が老朽により使用が困難であることから解体するということです。

そうすれば、この創作館設置条例を廃止すれば整合するんだけれども、設置条例が廃止なってないから、今回解体するけれども、いつかの時点でまた新しく建てるという考え方なのか、そこを確認したいと思います。

それからもう一つは、25ページの郷土芸能会館建築工事費ですけれども、これは当初予算で24,000千円計上されておりますけれども、その時私は一日市郷土芸術研究会さんの花笠の山車の格納庫だなと思っておったんですけども、今回トイレも付けるということは、どういう風な使い方をするということで追加なってたのか、そこを教えて下さい。

総務課長 渡部博英 ご質問にお答えいたします。今回の創作館につきましては、老朽化で危険な為に解体する経費を今議会に予算計上しております。なお、設置条例がありますけれども、解体後に廃止の条例を12月定例会にかけたいと思っております。

産業課長 加藤貞憲 ご質問にお答えいたします。郷土芸能会館の使用方法の変更についてでございますが、2階部分での太鼓の練習、それから打ち合わせ等に対応するために、給排水設備を付けたいということで、今回上程しております。

議長 三戸留吉 はい、他に、5番 加藤君

5番 加藤千代美 2点聞きたいと思います。まず補正予算の組み方ですけれども、補正予算というのは必要があつて組む訳なんですが、この必要があつて申請があつて出てきた補助金については、歳入でも歳出でも、そこで補正がなされている訳です。それで決まってるものについては、早期に支出を図るべきだと思うんですが、具体的に言いますと、6月に補正であがつて、歳出でも補正で出たものがあります。それが事業発注をみると、もう既にそのものを使っている。しかしながら役場からは申請要請、それから額についても交付されていない。これは事業を実際に行っている業者にとっては、非常に不利益を被ることになると思うんですけど、補正予算の組み方というのは、いったいどういう具合にやつてあるのか、それをひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つですが、25ページで再三再四、事業を追加したところの郷土芸能会館建築工事なんですが、これ3月か6月かの議会で町長に質問しておりますけれども、事業者がこの芸能団体から要請があつて、これをやるというお話しがありました。その要請があつた時に、当然これ設計コンペが行われると思うんですよ。その設計コンペを行つた時に、役場からこういう施設を作つて、こういう関連施設があつて、こうなりますよ、という説明がなされたのかどうか。設計コンペがあればそういうものがきっちりと説明されておるので、こういう事態は起こらないと思うんだけれども、この2点についてお伺いします。

議長 三戸留吉 最初に、補正予算の組み方について。  
暫時休憩します。

(休憩)

議長 三戸留吉 再開します。郷土芸能会館について

産業課長 加藤貞憲 当初、いま加藤議員さんお話ししたように、郷土芸能会館ですけども、倉庫等として考えておりましたが、過疎債を活用するということで、郷土芸能会館として練習ができる会館とすることで設計は出しております。なお、その当時ですが、給排水設備についての考えは持っておりませんでした。

それから会合において、一日市郷土芸術研究会の方からやっぱり給排水設備があつた方がいいという要請がありまして、今回工事費追加させていただきましたが、質問の中にありました設計コンペについてでございますが、いま説明したとおり、当初の中で設

備等について考えていなかったもの、今回取り入れさせていただいて追加しております。この件については、うちの方でももう少し団体等と話し合って決めるべきであったという風に反省しております。

5番 加藤千代美 さっきの近藤議員の説明内容について触れますけども、そうすると設計業者は、それについて納得しているということですか。追加工事の設計について。

産業課長 加藤貞憲 はい、設計業者は納得しております。

議長 三戸留吉 はい、他に、8番 北嶋君

8番 北嶋賢子 15ページの、創作館の解体と高岡コミュニティの改修ですけども、だいぶ前から利用しているお年寄りが、「いつになるべか、いつになるべか、解体せばおらどござ行けばいいべか」と凄く心配していました。この間も高岡コミュニティの協議会がありまして、ここでも話題になりました。予算も1,482千円と出ました。良かったなと思いますけれども、創作館に来ているお年寄りたちが、工事中の間に、例えばディサービスの方に回ってもらうとかいうことも考えているのかどうか、お願ひします。

総務課長 渡部博英 今回のコミュニティの改修工事80万円計上しております。これは今現在、民族史料館となっていたところを改修するわけでございますけれども、工事期間中につきましても、できれば高岡コミュニティセンターの畳の間などを利用していただくようにしてもらいたいと思っています。

議長 三戸留吉 はい、他に、3番 金一義君

3番 金一義 只今の関連ですが、あそこにまだたくさんの史料が入っております。地域資料館には、ほんの一部の物しか展示しておりませんけれども、この史料の取り扱いは、どのようにするのか、町の方に寄付された物がたくさんですけども、この扱いをどのように考えているのか。NPOさんも心配されておるようですが、そこら辺を。

総務課長 渡部博英 いま展示室にあるものについては、今後、教育委員会あるいはNPO法人の方と、展示室に残っているものを検討しながら進めていきたいと思ってます。

3番 金一義 そうすると保管場所は、まだ決まってないということでわかりました。

議長 三戸留吉 はい、他に、  
質疑なしと認めます。議案第46号についての質疑を終わります。  
次に、議案第47号についての質疑を行います。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第47号についての質疑を終わります。  
次に、議案第48号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第48号についての質疑を終わります。  
次に、議案第49号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。議案第49号についての質疑を終わります。  
次に、議案第50号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、3番 金君

3番 金一義 この中に修理費として、コンプレッサーとマイクロストレーナーの修理があります。マイクロストレーナーの稼働がどれくらいなのかと、前にも聞いたことあるんですけども、冬期間の運用あるのかとか、まあうちの方はマイクロストレーナー必要があるのか疑問視されますけども、この修理費とはどの辺の修理なのかお願ひします。

建設課長 吉田久壽 マイクロストレーナーの修繕の件でございますけれども、軌道部分のギアがステン

レスで、本体もステンレスのギアでございます。それが連絡することでアイドルギアが樹脂製ですので、摩耗が発生しまして動かなくなつたということでございます。稼働時間ですけれども、把握はしておりますけれども、雨が降った場合、毎年のように土砂が大量に入りまして稼働できないと聞いております。冬期間についても水質が安定しているので、停止しております。

それからコンプレッサーですけれども、これについても5年経っております。それで安全弁・調整弁の交換をやっておりますけれども、外観を見ればオーバーホールして、中の部品を取り替えるか、またはコンプレッサーを取り替えるかということで、ここでコンプレッサーの取り替えを検討しておりますけれども、製造は時間と日数かかりますので、オーバーホールして修繕できるのであれば修繕したいという考え方です。

3番 金一義

委員会が違いますのでマイクロストレーナーのことで聞きますけれども、そうすると冬期間は水質が安定してるから回ってない、そうすると夏場は実際はどのくらい稼働してるのでしょうか。要するにアオコ対策ではマイクロストレーナー意味がないんですけども、そこら辺の町当局もマイクロストレーナーの位置付け、これ本当にまだ必要だと思っておるのか、そこら辺を、あるから使うのではなくて、本当に必要なのかどうか精査したことはございますか。

建設課長 吉田久壽 アオコの発生時にも説明ありましたけども、オイルフェンス等でアオコは止められておりますけれども、川底からアオコが大量に発生した時期がありました。7月10日、マイクロストレーナーにアオコが入り稼働しておりますけれども、水質には影響なかったということです。その後、雨が降りましてアオコは解消されておりますけれども、1日アオコが入った時期がありました。

3番 金一義

要するにマイクロストレーナーの設置が必要だったかどうか、その精査をしたことございますか。という質問ですけれども、冬期間はいらない、オイルフェンスあって遡上を止めてる。たまたま7月にとおっしゃってますけども、そのものが実際本当に我が八郎潟上水道において必要なのかどうか、そこら辺の考え方を聞いておりますので、実際はそうするとマイクロストレーナーなるものが、殆ど稼働していないんじゃないかということでお伺いしてますが、そこら辺の考え方をもう一度お知らせ下さい。

町長 畠山菊夫

お答えいたします。実際に今年はマイクロストレーナー稼働しております。例年も夏場は稼働しております。例えばいま課長も言いましたけれども、遡上ののみならず、今年は特に川底からアオコが発生しております。川の中でも発生しております。なるべくアオコを取水しないように取り組んでおります。というのは、夜間の取り入れとか良い状態の時の取り入れとか、それでも間に合わない場合は、アオコが入った水を取水するわけでありますけれども、その時はやはりマイクロストレーナーが役に立っているのは事実であります。といいますのは、マイクロストレーナーも作動しますし、また粒状活性炭も臭い取りとかの機能も發揮しますけれども、マイクロストレーナーがあるおかげで、粒状活性炭に負担がかからない、そういう風な状態は実証実験でもわかっております。

議長 三戸留吉

他にございませんか。  
ないようですので、議案第50号についての質疑を終わります。  
次に、議案第51号についての質疑を行います。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉

質疑なしと認めます。議案第51号についての質疑を終わります。  
次に、議案第52号についての質疑を行います。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉

質疑なしと認めます。議案第52号についての質疑を終わります。  
それでは、ここで昼食の為、午後1時30分まで休憩いたします。

(午前11時45分)  
(休憩)  
(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉

それでは午前中に引き続き再開いたします。

ただ今から、各会計の決算認定の議案を上程いたします。  
日程第17、認定第1号から、日程第23、認定第7号までの7議案を各常任委員会に付託する関係上、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、そのように決定しました。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 各会計決算について、ご説明申し上げます。常任委員会で十分審議されると思われますので、ここでは主な項目についてご説明いたしますのでご了承願います。

#### 認定第1号 平成26年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について 歳入歳出決算の概要を、ご説明申し上げます。

決算書156ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が40億9,269万8,359円、歳出総額が38億7,614万9,413円、歳入歳出差引額は2億1,654万8,946円であります。そのうち、462万5,952円が翌年度への繰越財源であり、実質収支額は2億1,192万2,994円となっております。

3ページ、歳入の概要ですが、町の自主財源である町税は、総額4億9,714万5,403円で、前年度比1.2%、およそ603万円の減額となっております。調定額に対する収納率については、91.4%と前年度比1.4%の増となっております。

主要財源の地方交付税は、16億4,040万1千円で、前年度比3.3%、およそ5,278万円の増額となっております。また、普通交付税の代替財源の臨時財政対策債は、1億1,657万1千円で、前年度比3.3%、およそ398万円の減額となっており、地方交付税と合わせますと、およそ4,880万円の増額となっております。

5ページ、国庫支出金は、えきまえ交流館建築工事に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、農業基盤整備促進事業補助金、臨時福祉給付金給付事業費補助金などにより、前年度比17.1%、およそ6,392万円の増額となっております。

また、県支出金は、えきまえ交流館建設工事に対する、木造公共施設等整備事業費補助金、地域の元気臨時交付金、あきた未来づくり交付金などにより、前年度比461.8%、およそ6億368千円の増額となっております。

町債は、新たに過疎債5,590万円を発行いたしましたが、前年度「未来づくり協働プログラム事業の用地取得、建物補償」と「湖東総合病院建設費補助金」を秋田県振興資金で借入していたことから、前年度比58.6%減の、およそ2億4,848万円の減額となっております。

次に、歳出の概要ですが、義務的経費の、人件費、扶助費、公債費は、前年度比で4.2%、およそ4,788万円の増額となっております。

投資的経費につきましては、普通建設事業のえきまえ交流館建設工事、再生可能エネルギー事業などにより、前年度比126.5%、およそ6億726万円の増額となっております。

その他の経費、これは、物件費、補助費、積立金、貸付金、繰出金等であります、前年度比1.9%、総額でおよそ2,992万円の増額となっております。

積立金につきましては、財政調整基金積立金2億8,433万1千円など、対前年度比29.1%、およそ6,468万円の増額となっております。

次に、実施事業の概要につきましては、秋田県市町村未来づくり協働プログラム事業により、図書館・子育て・交流機能を有する、えきまえ交流館を建設しております。

湖東厚生病院関係につきましては、運営費と駐車場整備に係る建設事業費を、厚生連に対し補助しております。

農業夢プラン応援事業では、認定農業者や集落営農組織・法人の経営複合化に必要な機械・施設等の導入を支援したもので、1法人2農家に対し補助しております。

文化財保護として、郷土の文化遺産を後世に引き継ぐため、浦大町地区の農業集落排水処理場を過疎債を活用し、地域史料館へ改修いたしました。

これら、決算数値による各項目の比率等では、経常収支比率が85.5%で前年度比2.4%増、公債費比率が8.6%で前年度比0.3%増となっております。また、地方債の同意基準を定めたもので、過去3年間の平均数値であります

実質公債費比率は、10.1%で、前年度対比1.0%減となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第2号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

190ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が8億8,194万419円、歳出総額が7億4,027万5,333円、歳入歳出差引額が1億4,166万5,086円となっております。

歳入の概要ですが、159ページ、国民健康保険税収入額が1億4,658万6,280円で、調定額に対する収納率は、前年度を1.8%上回る80.2%であります。

また、国庫支出金や療養給付費等交付金につきましては、歳出に見合った額が収入されております。

一般会計からの繰入金である他会計繰入金は、3,813万2,205円で、前年度比およそ573万円の増額となっております。

次に、歳出の概要ですが、163ページ、保険給付費では、療養諸費が4億3,640万736円で、前年度比でおよそ2,896万円上回り、保険給付費全体でも前年度比9.1%、およそ4,098万円上回っております。

以上が国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第3号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

206ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が6,471万3,526円、歳出総額が6,413万7,374円、歳入歳出差引額が57万6,152円となっております。

歳入の概要ですが、193ページ、後期高齢者医療保険料が、3,937万6,750円、一般会計繰入金は、2,477万7,668円となっております。

次に、歳出の概要ですが、195ページ、後期高齢者医療広域連合納付金として6,173万7,218円、一般会計繰出金が31万2,758円となっております。

以上が八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第4号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

222ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が3億863万9,814円、歳出総額が3億186万8,826円、歳入歳出差引額が677万988円であります。そのうち3万6千円が翌年度への繰越財源であり、実質収支は673万4,988円となっております。

歳入の概要ですが、213ページ、使用料は7,419万1,050円で、前年度比3.3%、およそ240万円の増となりました。

また、調定額に対する収納率は、受益者負担金が前年度比8.6%減の17.6%、使用料が前年度比0.1%増の94.3%となっております。

一般会計からの繰入金は、1億4,733万3千円で、前年度をおよそ1,180万円上回っております。

また、他会計繰入金として、農業集落排水事業特別会計から223万9,376円を繰入しております。

215ページ、町債では、下水道整備事業債として、公共下水道事業、流域下水道事業及び建設利息償還債分で、総額7,740万円を借り入れております。

次に、歳出の概要ですが、217ページ、公共下水道費の工事請負費では、公共下水道管渠築造工事費として、未普及地域への管布設を行い総額1,464万1,560円支出しております。県が事業主体となっている流域下水道事業負担金では589万円を、下水道維持管理費では、総額4,890万6,322円を、219ページ、起債償還金の公債費は、総額で2億1,637万4,757円をそれぞれ支出しております。

以上が公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要であります。

#### 認定第5号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 歳入歳出決算をご説明申し上げます。

232ページ、実質収支に関する調書により、歳入歳出とも総額で223万9,376円であります。

225ページ、歳入につきましては、前年度繰越金が223万9,376円であります。

次に、歳出ですが、農業集落排水特別会計の廃止に伴い、他会計繰出金として223万9,376円を公共下水道事業特別会計へ繰出しております。

以上が農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算であります。

認定第6号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
歳入歳出決算の概要をご説明申し上げます。

はじめに保険事業勘定ですが、268ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が8億3,920万6,460円、歳出総額が8億1,571万4,155円、歳入歳出差引額が2,349万2,305円であります。

歳入の概要ですが、235ページ、保険料は、1億1,998万2,090円で、調定額に対する収納率は98.1%であります。

次に歳出の概要ですが、237ページ、総務費では、認定審査会共同設置負担金等を含め、総額で1,487万3,566円、また、保険給付費では、総額で7億5,758万8,189円となりました。

次に、介護サービス事業勘定は、278ページ、実質収支に関する調書により、歳入総額が317万8,660円、歳出総額が296万3千円、歳入歳出差引額が21万5,660円であります。

歳入歳出の概要は、271ページ、介護予防給付費収入として306万2,580円、歳出では、繰出金296万3千円となっております。

以上が介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。

認定第7号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について  
決算の概要をご説明申し上げます。

286ページ、平成26年度の純利益は、前年度比、およそ1,528万円減額の351万8,669円となりました。

293ページ、収益勘定の水道事業収益では、給水収益が1億4,279万2,080円と、前年度比、およそ28万4千円の増額となりました。

294ページ、水道事業費用では、営業費用が1億3,262万1,161円と前年度比、およそ2,317万円の増額となっております。

295ページ、営業外費用では企業債利息が1,080万6,123円と前年度比、およそ94万円の減額となっており、水道事業費用総額は、1億4,436万7,889円となっております。

296ページ、資本的収入として、一般会計出資金38万2千円を、国庫補助金50万9千円をそれぞれ収入しております。資本的支出として、建設改良費、企業債償還金で総額4,766万2,693円となっております。

以上が上水道特別会計決算の概要であります。

平成26年度各会計決算の概要を、ご説明しましたが、何卒よろしくご審議の上、認定いただきますよう、お願ひいたします。

議長 三戸留吉

次に、監査委員による監査の報告を求めます。

先程も報告しましたが、代表監査委員が入院のために、伊藤秋雄君から意見書を説明していただきます。

監査委員 伊藤秋雄 (監査委員の意見書により監査報告の説明)

議長 三戸留吉

これより議案に対する質疑を行います。

始めに、認定第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

はい、11番 近藤君

11番 近藤美喜雄 ちょっとお願ひであります。予算の時にお願いしていればよかったけれども、なかなか気がつかなく、いま決算を見てまた上がってきてるな、と見てたんだけれども、というのは、予算書でいくと説明できるかわからないんですけども、主な施策の成果を説明する資料の19ページ、これ土木の方の社会資本です。町道浦大町下町線道路改良工事、これちょっと上がってくるわけすけども、上がってきたものを見てればそれでもいいってばいいんですが、全体の計画が何年にもわたって実施される場合には、全体計画がやはり出て然るべきじゃないかなと、計画予定は当然相手のあることですから、全体的な見通しがあってほしいもんだなど、もし無ければ後でそういう風な機会を設けて対応していただければなど、よろしくお願ひします。

議長 三戸留吉

これは特別答弁りませんね。

次に、はい、5番 加藤君

5番 加藤千代美 平成26年度決算参考資料に基づいて質問いたします。

まず最初に2ページ町税徴収実績なんですが、町税が10,374,306円減額しています。その主な理由が1つ。

それから地方交付税、この中で5,602,100円、56,021,000円これが増額になってます。これは何が該当して上がったのかお願ひします。

それからもう一つなんですが、26年度、款別決算額、対前年度比較表7ページの中で総務費、当初予算で317,432千円、補正予算額が426,878千円、それで不用額が12,039,821円、それから民生費の中で11,023,508円、教育費で補正はしたけれども、7,439,553円、こういう具合に補正をした後で不用額が非常に多い、その理由等を教えていただきたい。

税務課長 千田浩美 収入の減ですけれども、まず1つが町民税の現年度分、前年度より調定で900万ほど減額なってます。それから滞納繰越分が同じく町民税が280万円で調定で落ちております。それが主な理由です。

総務課長 渡部博英 地方交付税の収入状況でございます。平成25年度と比較しまして、特別交付税が増えておりますけれども、これに関しましては、湖東厚生病院の運営費補助金に対する特別交付税が36,430千円ほど、それから電算共同化に伴います交付税が7,300千円、それから国文祭開催においての特別交付税が2,100千円ほど増額されております。

福祉課長 小野良幸 民生費の不用額の主な内訳でございますが、一番大きいのは、決算書の75ページ、医療給付費、福祉医療費が3,700千円ほど、次に大きいものが、児童福祉費におきます決算書でいいますと83ページ、児童措置費6,200千円、これが次の85ページに記載の保育所運営費負担金等の不用額が主な内容となっております。

教育課長 渡部広保 教育費の不用額についてでありますけれども、教育費の場合は、幼小中学校含めて、体育施設ほとんど施設管理も含まれておりますので、不用額として多いのは需用費関係、光熱水費等ある程度みさせていただいておりますので、一番多いのは光熱水費等需要額の部分でございます。

総務課長 渡部博英 総務費の関係でございます。補正予算額が426,872千円これにつきましては、駅前のはちパル関係の補正予算でございます。なお不用額12,039,821円ございますけれども、これの大きなものは、委託料あるいは工事請負費の請差分、それから庁舎の修繕料、光熱水費、燃料費等、3月まで支出のある科目で、不徳の事態に備えるため3月補正で更正しなかったため不用額となってございます。

5番 加藤千代美 税の関係ですけども、8,690千円一般会計の町民税不納欠損1千万の内訳で町税が落ちたのは収納率が落ちたという説明でしたよね。

税務課長 千田浩美 調定ベースで落ちてるということです。

議長 三戸留吉 はい、他にございませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第1号についての質疑を終わります。  
次に、認定第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第2号についての質疑を終わります。  
次に、認定第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第3号についての質疑を終わります。  
次に、認定第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第5号についての質疑を終わります。  
次に、認定第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第6号についての質疑を終わります。  
次に、認定第7号についての質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。認定第7号についての質疑を終わります。  
これにて、認定議案に対する質疑を終わります。  
次に、日程第24、報告第7号 平成26年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成26年度八郎潟町水道事業会計経営審査についてを上程いたします。  
提出者の報告を求めます。

町長 畠山菊夫 会議日程資料101ページをご覧ください。  
報告第7号 平成26年度八郎潟町一般会計等財政健全化審査及び平成26年度八郎潟町水道事業会計経営審査について  
財政健全化法第3条第1項・第22条第1項の規定により別添の「平成26年度八郎潟町財政健全化及び経営健全化審査意見書」を議会へ報告します。

議長 三戸留吉 只今の、報告第7号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。報告第7号についての質疑を終わります。  
次に、日程第25、請願・陳情についてを上程します。お手元に配付しております請願・陳情は、陳情4件であります。  
提出された議案等並びに陳情について、議事日程及び請願・陳情文書表に記載のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認め、各常任委員会に付託することといたします。  
事務局長から委員会室を報告させます。

議会事務局長 鳴海一元 総務産業常任委員会は第1委員会室、教育民生常任委員会は第2委員会室で開催していただきます。

議長 三戸留吉 これより常任委員会を開いていただきます。明日9日、水曜日は、午前10時より本会議を開きます。本日の会議は、これをもって散会いたします。  
どうもご苦労様でした。

(午後2時27分)

## 平成27年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第2日目 平成27年9月9日(水)

議長 三戸留吉

おはようございます。

ただいまの出席議員は、12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立了しました。

これより本日の会議を開きます。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。

日程第1、これより一般質問を行います。最初に4番 石井清人君の一般質問を行います。

4番 石井清人

おはようございます。4番 石井清人です。今日は2つの質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず1つ目は、次期基本構想に岡本下台地区の道路新設を盛り込めないか、ということであります。

私の一般質問は、町民の方と顔を合わせて、色々なお話しをした中から出てきたことです。私が良かったなと思うことは、町民の方が私を知ってくれて話しかけてくれるということです。それはどういうことかということから、この一般質問を始めていきたいと思います。

私は平成25年1月の町議会議員選挙に出たため八郎潟町内を隅々回りました。岡本下台地区にも何度か足を運びましたが、道路が不便だなという感じをもちました。

不肖ながら私も約40年役場の末席を汚し、俸禄をいただいてまいりました。大した仕事もできませんでしたが、心がけた事があります。まだ主事か主任の頃でしたが、農政係に配属になりました。上司は現副議長の近藤議員さんであります。当時は農政座談会というものを、町単独で町内数か所で開催していました。主に転作の推進ですが、説明すると農家から色々な反対意見や苦情が出ました。「水はけが悪くて転作できない」「機械がないので補助金を出してくれ」「なぜ役場はいやなことを農家に押し付けるのか」など様々ありました。でも会議が終わって懇親の場になると「あまるだけ米つくれば値段が安くなるからな。清人の話もわかる」といって、少しづつ心がほぐれてくるのがわかるものでした。農家と職員の立場は違いますが、そういう接点があったので、農家の方も私を覚えてくれましたし、私も顔をみれば○○さんだと、大概わかるようになりました。役場の大先輩たちから、役場職員になったら人を覚えないだめだときつく言われたのが役に立ったような気がします。

また、町内区の範囲を一生懸命覚えました。本町は1区から34区まで○○区と行政区コードを付していますが、必ずしも道路や水路で町内が分けられているものではありません。一軒となりで町内区が変わるところがいっぱいあります。ですから○○さんは何区と言うことを間違えないように、住宅地図を頼りに人と町内区を覚えたものです。特に岡本下台地区は五城目町と入り組んでおり、八郎潟町の方のとなりが五城目町で、そのまた先が八郎潟町という場所もあって、機会をとらえて足を運んで人と話をするようにしたものでした。そのおかげで結構岡本下台地区の方を知ることができました。

岡本下台地区へ行った時のことです。道路の話が話題になりました。野田地区を来ると遠いし五城目町を通らねばならない。湖東病院の脇は道が狭くて入りにくい。矢場崎から入れば道路いいけどそれも五城目町だと思います。役場時代に業務で岡本下台地区へ行った時もそういう感じを受けましたが、やはり地区の人はそういう思いを持っていました。

その時イトウ住宅前から湖東薬局まで道路を新設して、県道まで出やすくなれないかと思いました。でも当時は湖東総合病院の建物や駐車場もありましたし、薬局も営業中で、これは夢物語だなと思いました。しかし、湖東病院は移転して空き地になっています。また湖東薬局は移転の予定です。用地確保ができれば可能性はあります。

私が想定するのは、県道の湖東薬局前から右カーブをつけてイトウ住宅前の道路につなげることです。道路幅はイトウ住宅前の道幅と同じくすれば2車線となります。途中には水田があり戸村土地改良区のパイプラインも敷設されています。補償や付け替えなどさまざま難儀なことが考えられます。現在の湖東薬局前から入る道は曲がりくねっていて、道幅も狭いです。軽自動車同士だとすれ違いできますが、それ以上の車だと交差に難儀します。積雪期になるとおさら道幅が狭くなります。マイカー通勤、買い物の

方は不便ですし、火災や災害の際には緊急車両の進入も難儀です。防災上も懸念されるところです。しかし、この道路ができれば地区の人は格段に利便性が向上すると思います。

何事も今すぐとはいかないものですが、これから10年の本町の発展を目指す基本構想を策定中でありますから、町民の利便性や幸福実現のために計画に乗せることを提言致します。

事業化にあたっては当然財源の問題があります。土橋前町長さんの時代の平成19年度は実質公債費比率が22.56パーセントになり新規事業は難しかったのですが、畠山町長は就任1期目で財政を好転させさまざまな交付金、補助金を活用して各種事業をすすめています。この先新しい交付金や補助金が出るかもしれません。国・県の助成を得るためにには、まず町の計画がどうなっているかが問われます。是非、次期基本構想に岡本下台地区的道路新設を盛り込むことを提言致します。

以上が1つ目の質問であります。

次に、2問目の質問に入りたいと思います。表題は、マイナンバー制度のスタート、不明な点を聞く、であります。

いわゆるマイナンバー法、正式には「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」ですが、2016年1月から施行されます。それにともない、本年10月に住民ひとりひとりに12ケタの番号が付与されます。各市町村ではこのマイナンバーについて周知啓もうが進んでいますが、本町では広報の掲載もないで、9月号にありましたけれども、一般質問によって町民がわからない点を質問したいと思います。

その前に個人的な感想を言わせてもらえば、平成14年から国の政策により各自に住民票コードというものが設けられていて、これは11ケタの数字で住民基本台帳に載っております。発行される住民票にもこのコードが記載されます。いま活用されている例としては、法務局の登記書類に住民票コードを記載します。また年金請求の際もコード付き住民票を添付します。ですから同姓同名であっても本人識別ができますし、写真付きICカードは身分証明書として使えるので利用効果があります。

日本の人口は1億人。数字のケタ数は9ケタ。住基コードの11ケタでも充分なのに、今回新たに国民全員に12ケタの番号をつけるのは、屋上屋を架すようなもので何の意味があるのか、無駄の典型だと思いますが、国策であれば市町村は従うしかないのでしょうか。

さて、本年10月になると住民全員に番号通知がされることになっています。そして28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。例えば児童手当の現況届を提出するときに使うとか、税の申告時に使うと言われていますが、そのほか町の業務ではどのようなものが該当になるのでしょうか。また、今後町の各種申請にマイナンバーの記載をさせるようになるのでしょうか。町民の煩わしさは増えるのですが、その分役場の行政効率化や効果というものが出てくればいいのですがどうでしょうか。マイナンバー制度の効果を教えてください。

私が見た資料では、マイナンバー制度のメリットということでは、各種手続きで住民票や所得証明書の添付を省略したりすることができようになるという説明がありました。それはどのような場合でしょうか。

本年10月に住民一人ひとりに12ケタの番号が通知されます。国の新制度ですから当然だと思います。ですが、これから生まれる子供さんにはどうなるのでしょうか。出生届と同時に住民票が作成されますから、その時点でマイナンバーが付されるだけよいのではないか。生まれた赤ちゃんにマイナンバーを通知しても意味ないし、住基に記載されていれば本人が必要な時期に交付を受ければわかるのでないでしょうか。

また、マイナンバーによって税務の納税関係、上下水道の納付状況、介護保険料、国民健康保険税の納付状況など各種個人情報が一元管理する計画はあるものでしょうか。年金情報流出問題がありましたので、情報系システムの接続は当分控えられたようですが、基幹系システムも含めて十分なセキュリティ対策をお願いします。

昔、住基ネットの監査を受けた時、どんなセキュリティをしてもそれを越える攻撃があるものだと言われましたが、「最後は人です。本町職員は万全の管理をしているから大丈夫です。」と答えた記憶がありますが、人が常にチェックしていることが大切だと思います。

以上、細々としたところにわからない点が多いので、現時点で分かっていることを教えてください。

以上が2問目の質問です。ご答弁よろしくお願ひいたします。

町長 畠山菊夫

石井議員のご質問にお答えいたします。

始めに岡本下台地区の新設道路についてですが、30区町内会より既存道路の拡幅、歩道設置の要望書が提出されており、町では社会資本整備総合交付金事業の整備計画で計上しております。しかし、石井議員言われるように、湖東厚生病院が移設されることにより周辺整備も進んでおりますし、これからも進むものと思われます。イトウ住宅前から県道までの新設や、もう一つ北側からの道路など、既存計画と合わせ事業費などを算出しながら、新たな整備計画を進めてまいりたいと思っております。

次にマイナンバー制度についてですが、始めにマイナンバー制度の住民周知については、10月に自身のナンバーが記載された通知カードが送付されることから、今月9月号広報に、このことについて記載しております。

今後の住民周知については、10月号から12月号までの町広報3回と町ホームページに掲載して、平成28年1月1日から行政サービス等を受けることのできる個人番号カード交付申請手続や行政機関などでマイナンバーの記載が必要となる申請、届出等についても周知してまいります。また、本補正予算においてもマイナンバー制度導入に伴うパンフレット作成費を予算計上しております。

次に、住民票コードがあるのにマイナンバー制度では、なぜ新たな番号を使用するのかについては、住民票コードは、もともとマイナンバー制度のような利用を想定しておらず、住民基本台帳法に住民票コードの利用制限を定めており、運用には大幅な改変が必要になることや、国が実施したパブリックコメントの多数意見が、新しい番号の利用であったようです。

また、この制度導入にあたっては、本補正予算にも計上しておりますが、全額国庫補助金により、市町村の負担がないことから国の施策に沿って実施してまいります。

次に、マイナンバーを利用することとなる業務については、番号法で使用できる事務が定められており、本町では現段階で住民基本台帳事務、児童福祉関係事務、介護保険関係事務、税務関係事務など12業務を予定しております。今後も必要に応じて増加する可能性があります。また、各種申請書にマイナンバーを記載することについては、本人確認の必要がある申請書に記載していただくこととなります。

次に、マイナンバー制度の効果については、「より正確な所得把握が可能となり、社会保障などの給付や税の負担の公平化が図られる」「正確な情報を効率的に得ることが可能になり行政事務の効率化が図れる」「情報を的確に得ることにより本当に困っている方にきめ細かな支援ができる」などがあげられます。

メリットについては、社会保障給付金等の申請を行う際に必要となる添付書類等を申請窓口で関係機関へ照会することが可能となり、提出書類の簡素化が図られるなど、行政サービスの向上があげられます。また、住民票や所得証明の書類が省略できる主なものは、国民年金保険料の免除、高額医療費の決定などがあります。

なお、添付書類の省略については、庁舎内の同一機関においては、平成28年1月から可能となります。他の自治体との情報連携開始が平成29年7月からとなるため、その頃までにその他どの事務で添付書類の省略が可能か今後検討してまいります。

また、国が平成29年1月から稼働予定しているマイナポータルシステムが稼働すれば、役場などの情報保有機関に行くことなく、自宅のパソコンなどから個人番号カードのICデータでログインし、自分の個人情報などが確認できるようになりますので利便性は高まると考えております。

次に、出生届け後の通知カードの送付については、乳幼児についても、予防接種・乳幼児検診の履歴などマイナンバーによるデータ管理が想定されることから、保護者が必要に応じて番号を記載する場合もあり得るとの認識をもっております。

次に、マイナンバーによって一元管理される個人情報については、前述の12業務に係る情報が反映されます。住民基本台帳に係る氏名、住所、生年月日等の情報、税及び社会福祉業務に係る扶養親族の所得、生活保護等の情報が管理されることとなります。番号法に定めのない事務の情報については、個人番号を利用することができませんので、上下水道などの情報は反映されないこととなります。

次に、セキュリティ対策としては、マイナンバーでは総合行政ネットワークという地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークを利用するため、外部のネットワークからのアクセスについては困難であると考えられます。また、マイナンバーを利用するシステムが入ったパソコンは、電算システム共同事業組合と町役場でのみ接続可能なネットワークで使用できるようになっているため、外部からのアクセスはできない状況となっております。

そのほか町では、不正アクセス防止のためにファイアーウォールの設置、マイナンバー取扱い端末へのパスワード設定等対策をしております。職員に対しても、今回議案と

して提出しております、個人情報保護条例を基に、改めて情報流出に対する啓発を行っていきたいと思っております。  
以上でございます。

4番 石井清人 答弁ありがとうございます。再質問はありません。  
これで私の質問は終わります。

議長 三戸留吉 これにて、4番 石井清人君の一般質問を終わります。  
次に、1番 村井剛君の一般質問を行います。

1番 村井剛 1番 村井です。通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、マイナンバー制度導入にあたりまして備えは万全か、ということではあります  
が、先程の石井議員の質問とも重複しておりますが、よろしくご答弁をお願いしたいと思  
います。

国民一人一人に12ケタの個人番号を割り当て、国や自治体が税金や社会保障関連など  
の個人情報を番号で管理し、事務の効率化と脱税や年金の不正受給を防ぐことを狙いと  
したマイナンバー制度が、今年10月から個人番号が通知され、来年1月からスタートす  
ることとなっております。

折しも今年5月、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125万件の個人情報が流出す  
た問題が明るみとなり、マイナンバー制度導入に対する不安感が広がっているのが現  
状ではなかろうかと思います。

また現在の国会審議において、年金情報の流出問題を受け、マイナンバー法は年金と  
個人番号との連携時期を遅らせる修正が行われ、個人情報保護法の改正案と共に、8月  
28日に参議院本会議で可決されました。この9月3日に衆議院において修正案とし  
てまた再度可決成立したばかりです。国民への周知が遅れ、その対応が遅れているのが現  
状ではなかろうかと思います。

折しもこの程内閣府の調査によりますと、国民の57%が内容をあまり把握していない  
のが現状であります。そこで次の3点について質問をいたしたいと思います。よろしくお願い  
いたします。

1つは、マイナンバー制度の詳細な内容について教えていただきたい。次に、今後の  
事務手続の流れについて教えていただきたい。また、情報流出対策は万全であるかどう  
か。特に本町の対応につきましては、先程も若干答弁がありました。よろしくお願い  
したいと思います。

次に、質問の2つ目ですが、枝豆の規格外品の活用を考えてはどうか、ということで  
あります。

秋田県では、米中心農業からの脱却を目指し、畑作振興策の1つとして、枝豆の生産  
に力を入れている状況であります。今では、県内からの出荷量が昨年で1,291トン、  
群馬県の1,586トンに次いで2番目の出荷量を誇り、出荷量日本一を目指し、県内  
各地で生産拡大に向けた努力がなされております。

J Aあきた湖東管内でも積極的に取り組み、本町に脱さや調整施設を整備し努力して  
いるところであります。今では昨年の実績で202トンの出荷量、1億1千万ほどの販  
売額となっております。しかしながら、枝豆製品の20%~30%、約68トンもの規  
格外品が発生し、ほとんど廃棄されている状況であります。この規格外品の活用方法の  
確立と、特産品の開発ともあわせながら、農協と連携して取り組むべきではなかろうか  
と思うものであります。当局の見解を求めるものであります。

よろしく答弁方お願いいたします。

町長 畠山菊夫 村井議員のご質問にお答えします。石井議員への答弁と重複する部分が多々あります  
ので、ご了承をお願いします。

はじめにマイナンバー制度の内容ですが、国民全員に12桁のマイナンバーを付番し、  
国の行政機関や地方公共団体において、社会保障、税、災害対策等の分野で個人情報を  
利用するものです。町での申請及び事務に利用するだけでなく、雇用保険の資格取得申  
請や社会保険の資格取得申請等にも利用されることとなります。

次に、今後の事務手続の流れについては、平成27年10月に付番されたマイナンバ  
ーを国民全員に国の機関「地方公共団体情報システム機構」が通知カードでお知らせし  
ます。平成28年1月からマイナンバーの運用がスタートすることとなり、運用開始と  
同時に個人番号カードの交付もスタートします。

個人番号カードは、希望者が任意で申請することで交付されます。申請の手順は、顔

写真を貼り付けた個人番号カード申請書を町から委託を受けた国の機関に送付し、その後、個人番号カードが国の機関から役場に届き次第、通知カードと引き替えに個人番号カードを交付いたします。個人番号カードは、通知カードとは異なり、I Cチップ、証明写真等の入ったカードで、e-TAX等の電子申請など様々なサービスに利用できます。また、将来的には様々な使い道が検討されているカードです。

また、平成29年1月からは、国のシステムで個人番号カードを利用して、自宅のパソコンなどから自分の情報や、どのようなことに自分の情報が使われたかを確認できる、マイナポータルが稼働されます。平成29年7月からは、他の地方自治体との情報連携が開始され、必要に応じて個人情報が利用・確認ができるようになります。

今後の各種申請等の行政事務については、平成28年1月の運用開始までに申請書等の見直しを行い、申請に係る添付書類の省略等の情報連携については、平成29年7月までに検討したいと考えております。

次に情報流出対策については、石井議員への答弁と同じになりますが、マイナンバーでは、総合行政ネットワークという地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークを利用するため、外部のネットワークからのアクセスについては困難であると考えられます。また、マイナンバーを利用するシステムが入ったパソコンは、電算システム共同事業組合と町役場でのみ接続可能なネットワークとなっているため、外部からのアクセスはできない状況となっております。そのほか町では、不正アクセス防止のためにファイアーウォールの設置、マイナンバー取扱い端末へのパスワード設定等対策をしております。職員に対しても、今回議案として提出しております、個人情報保護条例を基に、改めて情報流出に対する啓発を行ってまいります。

次に、枝豆の規格外品につきましては、JAあきた湖東の枝豆アイスやソフトクリームの原料として利用されておりますが、それ以外ではファーム夢未来は無人販売、又、湖東のやさい畑などで対応されている方がいる状況であります。

一日市グリーンツーリズムの会が、地域資源を活用した地域特産的新商品開発として、料理研究家を招聘し、枝豆スイーツの試食会や開発を目指した調理実習を昨年の12月、今年2月に開催しておりますが、新商品の選定までには至りませんでした。特産品等の開発については、町観光協会等と連携し検討していきたいと思います。

1番 村井剛

大変ありがとうございます。

マイナンバー制度につきましては、誰もが心配するのが個人情報の流出だと思いますので、その点につきましては、格段の努力をよろしくお願いしたいと思います。また、国の方でも周知徹底が遅れていると認めているようありますので、その辺での周知徹底をお願いしたと思います。

それからもう一つですが、この9月3日の秋田魁新報で、275万世帯に届かない可能性があると載っておりましたけれども、我が町においても届かない状況があるのかどうか、またあった場合どういう対応していくのか、そこら辺把握しておりますとお知らせ願います。

それから枝豆につきましては、新しい特産品を開発するということが極めて困難なわけなんですが、現在枝豆アイスなどで活用されている点もあるわけなんですが、しかしながら極めて量が限られた少ない量であります。この68万トンの規格外品これを殻から外して実だけで、いわゆる普通の大豆を袋詰めにしたような形にした場合、これでも12トンくらいの豆になります。30キロ袋にして400袋くらい枝豆が出るわけなんで、しかも規格外品ですので不熟量もありますので、それを半分除いた量で12万トンくらいは出るだろうと想定されますので、そういうなりますとかなりの量なわけなんで、これが上手く活用できれば素晴らしいものになるだろうなという感じしております。

あんこは小豆からとるんですけども、逆に枝豆の味のついた緑のあんこ、そういうことも1つの所法としてあるんでないかと、その為には、さやから豆を取り出す機械がなければ不可能なわけなんですが、私もこの機械何とかしてできないか、ずっと考えてきたわけなんですが、このほどある人がそれを開発したようです。これは恐らく全国的にも枝豆生産はかなり拡大しておりますので、競争になるのではないかという感じもありますので、その点も含めながら先を行った人が制するということにもなりますので、頭の中に入れていただければありがたい。恐らく農業団体経済団体として自らのこととしてJAが取り組むことは当然でありますけれども、それに対する行政としての支援体制も大事ではなかろうかという気がいたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

先程の275万世帯の届かない恐れのあるもの、本町ではどういう状況なのか、その点についてよろしくお願ひいたします。

総務課長 渡部博英 村井議員のご質問にお答えいたします。本町で通知カードの送付が遅れるというのを把握しておりません。

1番 村井剛 はい、わかりました。これで私の一般質問を終わります。  
大変ありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、1番 村井剛君の一般質問を終わります。  
次に、8番 北嶋賢子君の一般質問を行います。

8番 北嶋賢子 8番 日本共産党の北嶋賢子です。何十回質問しても、やはりこの場所に立つと緊張します。今回は3項目の通告をしました。一応通告文を全部読み上げて、それから説明をしたいと思います。

1. 平和がいい。誰がための政治か

小学校3年の孫が、夏休み国會議事堂の見学に行きました。「国会前では大勢の人が戦争反対のデモをやっていたよ」このように報告がありました。

8月25日Eテレで、戦後70年の企画をやっていました。ドイツのガス室には、ユダヤ人の殺りくの前に、障害者たちが送り込まれてました。ヒットラーのもと、〇×をつけるのに医師たちまでが協力させられた事実と、40年前に積極的平和主義を唱えた学者が、日本の政権の積極的平和主義は意味をはき違えていると批判をし、憲法9条は世界平和の条文にしたほうがいい。日本は自分たちだけのものとして、9条を枕に眠っていたのではないかと放映されてました。彼の言う積極的平和主義は、世界から貧困・抑圧・差別を無くすことだと言っています。侵略した事実を認めない人が、日本の総理大臣をしているのもまた事実です。公安も動きだし、私たち周辺もきな臭くなってきた。これは後で説明したいと思います。

小林多喜二は、捕らわれたその日のうちに殺され、多喜二と交流のあった矢田津世子も拘留が元で、後に病氣で死くなっています。正義の戦争と信じ、たくさんの若者たちを特攻隊として空の彼方へ飛ばしてやった戦後の父の苦悩、戦争は敵であれ味方であれ人の心を鬼にする。子どもの頃はわからなかった。でも耳にタコができる程聞かされました。

TPPもしかり、福島の原発事故もまだ収束していないのに、原発の再稼働はするし、誰の子どもも殺さない、戦争法案に国民の大多数がノー、と言っているのに現事態に對しての町長の考え方を求めます。これが1番です。

2. 安全な食料は八郎潟の大地から

小さな町だからこそ、第一次産業の農業にも生き残れる道があるはずです。明るくなった駅前「はちパル」で、軽トラ市を開催中、通過する電車の乗客が手を振ります。思わず私たちも両手を振り返します。

米価の暴落でも売れるよう、環境保全米に力を。

そして、夏休みも終わり、学校給食への野菜の供給も再開されました。

小雨のために、今夏のミョウガの出荷は43キロでした。昨年は60キロでした。他にナス、キュウリ、カタウリを丸果に出荷しました。果物があれば売上も伸びるからと、丸果からは北限のサクランボを作れと言われております。

はちパルでのお盆の花は飛ぶように売れて、来年はもっと作ると張り切っています。

天下のサロンパスとの関連で薬草の栽培もあり、そして田んぼアートの計画も進行中で、夢プランの2年目のほうれん草は、これから種をまきます。

国道・鉄道・インターと交通面も盤石な八郎潟町、地の利を活かして、子どももお年寄りも日本一元気な町に。

ということで質問させていただきました。

3. 高齢ドライバーに配慮を

私も次期運転免許証の書き換え時には、教習所での実地講習が必要な年齢になります。川崎町内の五城目町方面から国道7号に向かう途中、高速道路のガードをくぐってから変電所までの左側が、土手や深い側溝になっています。ガードレール等の安全対策を、特に冬期間は注意を要します。

以上、3項目の通告をさせていただきました。

No.1の、誰がための政治か。

権力者は国民の安全の為には抑止力が必要だといいます。となると9条が邪魔になります。戦争法案は、理解が進むほど反対が広まっています。8月30日には国会前に12万人、そして9月6日には新宿の歩行者天国に1万2千人、主に中心になっているの

が学者や弁護士、法律の専門の方々と学生です。それも全国津々浦々から声があがっています。早稲田大学の集会に、早稲田出身の吉永小百合さんは、学生にエールをおりました。また宝田明さんは、子どもの頃中国で兵士に銃で撃たれて、麻酔なしでベットに縛られて、母親の裁ちばさみでお腹の弾を取り出したそうです。これまで沈黙を守ってきたけれども、あの傷みを日本は中国人にしてきたのだとご自分の体験を話しました。鶴瓶さんは、家族と乾杯したいから戦争法案に反対するといいました。

現事態に対しての町長の考え方を求めたいと思います。

No.2の、安全な食料は八郎潟の大地から。

米価の暴落でも売れるよう環境保全米に力を、としたのは、我が家家の米の半分は、農民連に出荷しています。農民連に出荷している米は、肥料も指定されています。主に東京・大阪・沖縄に向かっています。安全な環境保全米で独自の販売ルートの確立は、小さな町だからこそできると思います。夏休みも終わり、学校給食の野菜もまた出荷再開しております。

今年は栄養教諭が変わりました。夏休みに入ってから、長澤先生、大山先生、教頭先生を交えての歓送迎会を、高岡コミュニティセンターで行いました。アルコール抜きのコーヒーとケーキ、地場産野菜で作ったオンパレード、男性も10人参加、22名の楽しい一日でした。赴任先には野菜作りのグループがなく、これからグループを作る努力をしたいと、長澤先生は話しておりました。6年前からの苦労話など、とても楽しい1日でございました。

今年は小雨のために、ミョウガが40キロしか採れませんでした。去年は60キロの出荷がありました。丸果から是非ともサクランボを作れと、このように言われております。今年のはちパルでのお盆の花は、飛ぶように売れて、また家に取りに行き、そして来年はもっと作るとみんな張り切っています。天下のサロンパスとの関連で、薬草の栽培は今は東南アジアの方で薬草を植えているのだそうです。でも浦城との関係もあって、これも交渉次第だと思います。

田んぼアートの計画も進行中です。簡単にニャンパチから始めてはどうかと言ったら、最初から簡単なものだと、この次に人が来なくなるから、やはり最初からちゃんとしたものを作るとと言われました。10種類の種を注文したそうです。

夢プランで2年目のほうれん草はこれから種を蒔きます。昨年は早く種を蒔きすぎて、お正月にはとっくにすぎてしまいました。やはり正月に標準を合わせないと値段が半分になってしまいます。ですから今、野地野菜で種を蒔いていますけれども、せっかく夢プランを利用して建てたハウスですので、今年は是非ともお正月に標準を合わせて種を蒔きたいと思います。

国道・鉄道・インターと、交通面も本当に盤石な八郎潟町です。

この間、九戸村から二人の議員さんの訪問がありました。自慢のつもりで、私たちの町は中学校まで子どもの医療費が無料だと言いましたら、九戸村は高校卒業まで無料だと言われました。それで議案提案をしたいので給食無料の話を聞きたい、ということで訪問を受けました。

3番目は、川崎の側溝なんですが、私も冬期間にヒヤッとしたことがあります。ですから段々年もとってくるし、高齢ドライバーにはいるということで、そこにガードレールが必要だと思いました、質問をさせてもらいました。

以上です。ご答弁よろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫

北嶋議員のご質問にお答えします。

戦後日本の安全保障政策を大きく変えようとする法案が、衆議院を通過し参議院に送られ、今まさに採決されようとしています。

国民の間に「政府の説明が納得できない」「議論が尽くされていない」という声が渦巻き、野党が猛反発する中での採決は、基本政策の転換にふさわしい姿とは言えないと思います。

今回の安保関連法案は、内容が実に複雑で多岐にわたっており、全体では新しい法案1本と改正法案10本で、大きな柱にまとめると「日本の平和と安全」を目的にしたものと、「国際社会の平和と安全」を目的にしたものに分かれます。そして、自衛隊がどういう状況で、どういう活動ができるようにするかによって、集団的自衛権行使を可能にする内容と外国軍隊への後方支援を拡大する内容などに分かれています。

今回の法整備は、40年あまりにわたって定着してきた歴代内閣の憲法解釈を変更して行う大転換で、憲法改正の一歩手前の大改革と言える重いものです。従って可能の限り議論を煮詰め、より幅広い合意形成を目指さなければなりません。このまま、国民の間に納得できない、議論が不十分だという声が渦巻いたまま法案が成立するならば、そ

れは政治不信を生むことにつながります。

参議院で徹底的に問題点を詰め、政府が国民の疑問に誠実に答えていただくよう強く願っております。

次に2問目は、北嶋議員よりのエールと、受け止めます。

えきまえ交流館はちパルが開館し、各種事業を開催いたしておりますが、ご質問にありました「おもしろ市場」は、来場者の多くが高齢者の方々ですが、継続的に実施することにより、来場者数も増加しております。又、来場者の増加は、出展者の励みにもなっていると思います。今後もプレミアムお買い物券、演奏会など、多様な企画で実施いたします。

田園アートにつきましては、八郎潟町地域振興協議会が7月23日設立され、活動計画において浦大町字鳥屋崎地内で来年実施すると報告を受けております。浦城址、史料館、八郎潟産米など、地域振興や産業振興、観光振興に資するものと期待しております。

次に、町道旧秋田八郎潟線の川崎地区の秋田自動車道高架下から東北電力変電所までの区間の、安全対策についてですが、視線誘導標や転落防止柵が設置されていない箇所等がありますので、道路幅員を確保しながら、道路の防護柵の設置基準により、路側から垂直高さが2メートル以上や法長が3メートル以上、車両が路外に逸脱した場合に乗員に被害が及ぼすおそれのあると考えられる区間について調査し、計画的に設置を検討して参りたいと思っております。

以上でございます。

8番 北嶋賢子

先に、川崎町内の危険箇所から、お話ししたいと思います。説明いただきましたので、よく調べて、そして危ない所には設置をしていただきたいと思います。

それから先程お話ししました、通告の中に入れました、法案も動き出して私たち周辺もきな臭くなってきたと後で話しましたけれども、私は議会活動をするようになってから晩酌を辞めました。電話がきても、男性なら晩酌をしてしまったから明日の朝してくれ、これが通るんですけども、女性がまさか、晩酌をしたから明日の朝してくれ、とはいかないと思います。

例えばお酒を飲んでなくても、議会終了後に料亭で集まりがあります。お酒を飲んでなくても、料亭から出てすぐ車に乗ったなら、張っていた職務質問の対象になってしまいます。こういう事例が党関係で全国の方から報告されております。ですから、この法案が廃案になるまで、申し訳ないんですが飲食には参加を控えたいと思います。このことが後々警察署に呼ばれてアルコール検査とか色々な事態に発展する前に、飲食会に出なければいい事なので、しばらくの間は控えたいと思います。

これまで平和問題は、12月8日あわせて12月議会で平和問題を取り上げてきました。今の事態だけに今議会の質問とさせていただきました。私も年とつてきてますので、今年こそ鹿児島の知覧町に行きたいと思っています。日本は憲法9条を枕にしてきたかといわれても、孫子の為にも9条に守られた平和がやっぱりいいと思います。絶対いいと思います。ですから、この平和を守るためにも頑張っていきたいと思います。

この後の答弁はいりませんけれども、町長から1番に対しての答弁も詳しくいただきましたので、町側の考え方として受けたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 三戸留吉

これにて、8番 北嶋賢子君の一般質問を終わります。

次に、5番 加藤千代美君の一般質問を行います。

5番 加藤千代美

5番 加藤千代美であります。今回、質問事項は大きく2点であります、1番の中に2つの点がありますので、その辺を聞いていきたいと思います。

まず1番の点に関しては、3月の定例議会でもお話ししておりますけれども、何と言っても人口が減少することによって消滅するという議論が今されておるんですが、現実にそのようになっておりますが、その観点から質問していきたいと思います。

私は3月の定例議会で、町の創生事業計画策定について、政府の人口減少対策5カ年計画、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」で示されている人口減少は、1つ目としては、人口減少は加速的に進行する可能性がある。2つ目については、東京圏を始めとする大都市圏に若者が集中する傾向がある。という2点について、このような状況に対して我が町では、「まち・ひと・しごと」をどのような形で作っていこうとしているのか聞いた所、町長は平成27年度中に八郎潟町の人口ビジョン及び八郎潟町総合戦略策定する予定であると答弁いただいております。

その後、私が色々と調べてみたところ、何も人口減少については今始まったことでは

ない、ということがわかつてきました。以前から「ストップ少子化政策」「地方再生政策」という形で語られていることがわかりました。特に平成の合併において、人口1万人以下の小規模市町村の解消を目指したものであるということがわかりました。人口1万人以下か、更には若年女性が2040年に半数以上とする市町村を、消滅可能都市、更には、そのうち将来人口が1万人以下となる市町村を、消滅する市町村としています。秋田県が24該当するわけです。

我が町では、平成の合併に参加し検討したけれども合併しなかった。その時に人口がいつから減少し、将来どのくらいの人口になるのか、八郎潟町の人口推計をしたのかしないのか聞きたいと思います。

また人口減少が進んで行くという方向性が見えたときに、或いは人口が増加する方向性が見えたときに、今まで行政はどんな対策を立案してきたのか具体的なものがあつたら、お知らせ願いたいと思います。

農業についてです。平成26年の6月と12月議会で、八郎潟町の農業のあるべき姿について質問いたしております。その時に、町は集約農業を目指すのか、それとも集落営農を目指すのか聞いた所、町長は、農地の利用集積、後継者育成や法人化への誘導を取り組んで行きたいと考えていると答えております。更には、現在の町の現状を考えると、どちらが良いのか判断の材料は色々あるとは思いますけれども、それらを勘案しながら今後検討して参りたい、とお答えしております。

しかし、最近おもしろいデータがあります。ある後援会の時に、秋田県の農業所得は全国的にみると低いが、農家所得をみると全国のトップクラスにある、ということが話されました。この実態を考えてみると、いかに専業農家が面的拡大を目指しても、農業所得が上がらない、むしろ集約営農を目指した方が農家所得が上がり、町民の所得が向上するのではないかということあります。

その具体的な例として、私は一昨年佐賀県唐津市の山下さんの例をあげさせていただきました。その他にも今まで、中国地方やその他の地域で農業をやりながら別の仕事を組み合わせた人たちが増加している実態がたくさん出てきております。徳島県の上勝町のように自然の木の葉っぱを利用した商品を開発し、年収何百万という収入を上げている老人などのアイデアを出すことにより、まだまだ農業には未来があると思っております。

ここに共通しておることは、仕事に関わるみんなが、いかにして今よりも豊かになることを追求していく姿勢にあることを感じました。

今年の米価も噂によれば、昨年と大して変わらないという噂が流れています。米価が上がらなければ、基幹産業である当町において、農業所得と農家所得がどのような推移をみるのか、このことが町の税収にどのような形で出てくるのか、あるいはまた、町の財政にどんな影響を及ぼすのか、以後の町の財政に大きな負担を残すようなことがないのか、お伺いします。

まず最初にこのことについてお伺いします。

町長 畠山菊夫

加藤議員のご質問にお答えします。

本町の総人口は、昭和40年の8,379人をピークに平成2年まではほぼ横ばいに推移したのち、平成7年以降は減少を続けております。

人口減少している主な要因ですが、社会動態では高卒、大卒世代等の就職・進学、女性の県内定着率の低下などの若年者の県外流出、自然動態では未婚化・晩婚化の進行、女性の社会進出、結婚に対する考え方の変化、夫婦が持つ子どもの数の減少、高齢化の進行に伴う死亡者数の増加などがあげられると思います。

また、農業の生産効率の向上と所得水準の低下、県内産業の就業者数や生産額などの産業構造の変化、都市と地方の較差、県外大学等への進学、女性の就業率などの社会構造の変化が影響していると思います。

町では、基本構想に基づき、定住化・人口減少に対する施策として、様々な分野で事業を実施してまいりました。

その主なものとしては、昭和50年の中嶋団地75区画を始めとし、平成10年までに8団地283区画を宅地分譲しております。宅地分譲は定住化の促進を図り、人口減少に歯止めをかける効果があったと考えております。

また、少子化対策と子育て支援では、出産奨励金や保育料の軽減、福祉医療費の独自支給、子育て支援センターの活動支援、学校給食費の無料化など、様々な施策を実施してきました。今年度からは、子育て世帯の医療費負担を軽減するため、福祉医療費の支給対象を中学生までに拡大、3歳児以上の主食費の全額補助、小学校の通学児童バス定期券の全額補助などを実施しております。

更に、結婚適齢期の未婚男女の出会いの場を提供する出会い系サポート事業や本町において婚姻する者に対し、結婚祝い金を支給する結婚祝い金交付制度を設けるなど、結婚支援にも取り組んでおります。

また、平成21年に優遇制度の充実を図り既存企業の事業拡大や新規企業誘致を促進するため、企業誘致促進条例を改正しております。

その他、生活環境基盤の整備、産業の振興、教育の振興など、その時代に対応した各種施策を実施し、町民が心豊かで安心して快適に暮らし続ける町づくりに取り組んできたと思っております。

人口の減少は、担い手対策にも影響を与えており、農業従事者の高齢化が進行する中で、後継者不在による離農が顕著となっております。農地中間管理事業の活用により、担い手への規模拡大、集積を図り、生産性の向上を目指しております。農業スタイルにつきましては、国の農業政策に対応すべく、集落営農組合の設立、認定農業者の確保、町単独補助事業など、担い手対策を実施して参りました。今後も、国の施策に対応し、本町農業政策を進めて参ります。

国は、収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策で米の補填が実施され、60kg当たり、2,464円、加入出来ない方のナラシ移行円滑化対策では、60kg当たり、924円が補填されております。

平成25年と比較し、10ha経営の認定農業者では、水稻6ha、転作4haとし、水稻の収入減少を試算すると、米の直接支払で442,500円の減、ナラシ対策補填金を含めた米価の販売額は、約30万円の減収となり、約74万円の収入減となります。認定農業者以外で経営規模が同じ方は、補填額が違う為、約160万円の収入減となります。

国では、米価の変動に対応及び米の生産コスト低減に向け、稲作農業の体质強化緊急対策事業を実施しております。

県は、稲作経営安定緊急対策資金を創設し、融資金利を県とJA等が折半し、無利子融資を行い、市町村が債務保証料の全額負担を実施いたしました。

町では、独自政策として水田利活用支援対策事業交付金を今年より実施し、転作田の円滑な利活用と経営の安定化対策として、支援いたします。

人口減少とそれに伴う経済・産業の縮小により、町の税収入は減少しますが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費増加が見込まれており、財政はますます厳しさを増していくことが予想されます。

これまで、税収基盤の弱い自治体も、国からの地方交付税や補助金によって一定の行政サービスを提供するための財源を確保することができました。今後地方交付税制度がどのように変化していくかわからない状況であり、将来的には行政サービスを賄うる自主財源の確保が重要な課題となると考えております。

5番 加藤千代美 人口減少対策の中で論じられているのは、結局20代から30代の人口が減っていく、減っていった町村は、すなわち再生産能力が無いから消滅する市町村になる、という理論が展開されておるわけです。

ここで私、八郎潟町人口推移の平成23年から平成27年3月31日までのデータをもらつたんですが、これをみますと年間100人づつ減っていってるんです。もう一つおもしろいことがでたのは、人口が減る中で今回八郎潟町から転出した方へのUターン意向調査、これをみたら、おもしろいことに若い方が結婚するために町を離れてるんですよ、このデータをみるとそういう傾向がみえるんです。特に女の人の38%が他町村に行っているんです。男の人は27%でした。そのくらい離れて行っています。

町長先程「私はこういうことをやりました」と言ったんですけども、いかに魅力ある発信をしないかということが、若い人が町から離れていく現象だと思うんです。逆にもう一つのデータ、Uターン・Iターン、それから高校生が大学に行ったときに八郎潟町に帰つて来たいかという質問があるんです。それをみると、帰つて来てここに住みたいという人が逆に多いんですよ。そこにギャップがあるわけです。それはやはり行政とか私たちはじめ、もっと町をアピールする、やってることは正しいんですけども、もっとアピールする必要があるんじゃないか、こういうことを申し上げたいんです。

それについて、お答えを求めると思います。

町長 畠山菊夫

町の施策については、町民の皆さんには広報等で色々アピールしているつもりです。ただ私なりにちょっと考えれば、若い人たちが職場がないということで、秋田市に勤めていれば秋田に家を建てている若い人たちが増えているのは、事実でございます。その辺もこれから色々検討していくかなければいけないとは思っています。

5番 加藤千代美 もう一つ、例をあげますけれども、答弁はいりませんけれども、家庭の中でこういう会話がなされているんじゃないかと思ったのがあります。これは学者の坂本誠さんが言ってるんですが、町長がある講演会に行ったら、子どもたちが、「うちの町は消滅する市町村だ、私たちはどうしたらいいんだ」こういう問い合わせをしたそうです。家庭の中では、親御さんが「こんな町から出ていったほうがいいよ」という会話をしたそうです。そしたらその町長は、それではいけないということで、あらゆる事業を行って、今は200万人の交流人口がある、こういう論文が出ております。

もう一つは、うちの方、合併しなくて良かったんですけども、統計をみますと、合併した市町村の出生率は落ちて、合併しない市町村の出生率は上がってる、というデータが出てきてるんですよ。こういう事を参考にしながらこれから町の運営を図ってもらいたいと思います。これは答弁いりません。

それから農業についてですが、これは具体的な例を挙げます。隣の八竜町でNPO法人を作っていること、私は前から話しております。彼らはIターン・Uターンを積極的に受け入れています。農業を主としてそれを受け入れています。いま学者の間では、「農業+X」という言葉を使っております。いわゆる第2種兼業農家を目指している。この秋田県の歴史をみると、農業+Xなんですね。この辺は昔は松前に出稼ぎに行った訳なんです。それで昭和35年過ぎてオリンピックに入ってくると、都市の労働者として農業+X、いわゆる出稼ぎの収入で所得が上がってきております。

ですからいまNPO法人八竜では、農業+Xでコンパクトシティを作りながら、そこに有能な誘致起業して、町の中に中核都市を造って、町の更正を図ろうとしています。その良い例がいま飯田川であるショッピングモール、ああいう形になってると思います。

やはり町は、前に私一般質問しましたけれども、ここは交通の便がよく、はちバルを囲んでもっとアイデアを出すと、もっともっと交流人口があって、人が集まるような、そして農業所得が上がるような対策ができるんではないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

町長 畠山菊夫 三種町の例をいま挙げましたけれども、その受け皿がしっかりとしていることだと思います。それと魅力ある農業を進めている、そういう点もあると思います。色々な施策あると思いますけれども、うちでこれから何ができるのか、考えていきたいと思っています。

5番 加藤千代美 では次に、2つ目の質問に入って行きたいと思います。

人口の定住化、居住化、移住化について質問したいと思います。

今年の南秋田郡の議員研修会において、五城目町の地域協力隊の方が、地域の定住化・移住化を図っていくためには、何よりも「縁」が大切である。また、1回に100人が来るよりも1人の人がリピーターとなって100回来てくれた方が嬉しいというお話しをされました。既に五城目町では、この地域協力隊のおかげで、何人かの人が五城目町に住みたい、住んでいるというお話しがありました。

また私が興味を持ったのは、廃校になった校舎を企業を興す人に対して安い料金で開放し、そこから情報を発信し、移住者を募り、やがては五城目町の定住者になっていただくコンセプトを持っていることでした。

このような例がたくさんあります。共通していることは、自分の町をどんな手段を駆使してアピールするかであるような気がいたします。我が町においても、地域協力隊とまではいかなくとも、東京・関西等で活躍している町の出身者を頼り、情報を交換し、移住・定住を図ってはどうかという考え方であります。

町長 畠山菊夫 移住定住の進め方についてですが、秋田県では平成24年度移住者実績24名を平成29年度には100名を目指して、県、市町村、移住定住総合支援センター、ふるさと定住機構などと連携し、移住定住対策に取り組んでおります。

ガイドブックの発行、ホームページの開設、空き屋バンクなどを実施しており、各自治体の優遇制度や魅力、求職情報を紹介しております。

町独自も、これから色々な改革等を示しながら対策を進めていきたいと思います。

5番 加藤千代美 一つ例を挙げたいと思います。島根県の邑南町であります。ここには移住者が入っております。それはどういう角度から推進してきたかというと、何でもそうですが、「日本一の子育てができる」というようなアピールの仕方、もう一つは、徹底した移住ケア、それから町にあるグルメの紹介、こういうのを紹介しながら移住者を募っていましたわけです。

今度は、そういう人たちをどういう風な形で構成していくかということについては、新潟県に良い例があります。これはリゾート関係で失敗した町村なわけです。新潟県の旧山北町、失敗したんだけれども、そこから住民自ら立ち上がって、色々なアイデアを出したわけです。ここには5つの項目があります。そういう目的設定をしてきちんと移住定住を図っていくならば成功すると思います。

もう一つは、私が非常に関心を持ったのは、議員の方々はご存じだと思いますけれども、五城目町の協力隊の中には、大学院卒業が2人いるんですよ、東大の。あとここが違うなと思ったのは、秋田県の方が慶應大学卒業して大学院入って、旦那を退職させ五城目町に連れて来たんですよ。そのくらいバイタリティのある人間を育成していくないと、なかなか県の指導だけではなくて町の特徴を發揮するような教育を施して、引力のある人間を育てないと単純には行かないのではないか、こう思った次第です。答弁はいりません。終わります。

議長 三戸留吉 これにて、5番 加藤千代美君の一般質問を終わります。  
次に、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義 よろしくお願いします。2項目を通告してございます。

1つ目の通告は、本町の少子化に対する教育のあり方の、教育行政執行方針を問う、であります。

私は、前々回も教育行政に関する質問をさせていただきました。その根底にあるのは、小学校から中学校への進学で、子どもたちは大きな環境の変化に遭遇します。それは、色んな変化の中でも、新しい規則、人的環境の変化、また社会文化的変化だと考えます。それには、小学校では小学校らしさが、中学校では中学校らしさが求められてきました。子どもたちは、組織に適応していかなければなりません。のために、校種間移校の際に不適応が起きやすいとされております。

本町でも、ご承知のように少子化が進んでおりましたが、その対策として中学校校舎に小学生を入れることを提案してきたところでございます。その答弁としては、今まで今の中学校自転車置き場に、2・3階建の小学校舎を増築し、そこに小学生を入れるありました。

しかし、8月4日の教育振興大会の町長の挨拶の中でも、一部を改修し小学生を中学校校舎に入れる施設一体型を考えている、そういうことを話しされておりまして、私自身はつと思つたんですけども、昨日の町長の行政報告の中にもそういうことがございました。

それで今日の新聞を見ますと、また大きく小学校が中学校の中に入る、そういうことがあります。そうすると今まで私が質問してきたことに対する当局の答弁はどんな形だったのかな、非常に短い期間の中でこんなに急展開するものかなということで考えて、今回質問の要旨として出しました。この考えに至ったのは、校舎建設からのようにですが、その計画が変更になった理由というは何でしょうか。町長もおっしゃっておったんですけども、一番大きな理由というのをお聞かせいただければ有り難いです。

教育長 江畠廣 金議員の質問にお答えします。町長の行政報告にもありました。結論から申し上げまして、今まで何回かの質問にお答えしてきた、小学校教室棟を別棟にしたいという案を修正することといたしました。この後、基本設計の素案を検討する時期がきておりますので、今申し上げました修正案を基本に進めていきたいと考えております。

今から5年前の平成22年度に、小学校校舎の老朽化が進みつつあり、修繕料がどんどん嵩んでいく状況にありました。新校舎を建設するにしても、財政上無理であろうということと、少子化による10年後の児童生徒の状況に鑑み、今ある中学校を一部改修して小学生、中学生が同じ屋根の下で学ぶ構想をお話ししてきました。

どういう形の校舎にと考えているのか、という質問に対しては、できるものならば理想として中学生が学習に集中できる環境づくりということで、小学校棟は中学校棟とは別棟にしたいこと。また答弁した時期が東日本大震災の後でしたので、津波からの避難所としても機能するように、自転車置き場の上に小学校棟を建設するのがベストと考えおりました。

ここにきて大きく考えを修正した理由として、給食調理場も一緒に建設したいことに加え、小学校用に別棟を建設するとなれば、町財政を大きく圧迫してしまうという懸念や、今から10年先20年先を見通した場合、8教室ぐらいと考えていた小学校棟について、無理してそこまで増築しなくとも、今の中学校校舎の余裕スペースをうまく改修して教室とトイレ、水飲み場、昇降口などを増築すれば、それぞれの学校運営を可能に

することができると考えました。

ただし、32年度と33年度の最初の2年間は、まだ中学校の普通学級数が5クラスから4クラスありますし、もし特別支援学級も加われば窮屈な思いをさせることになるとは考えております。

3番 金一義

いま教育長さんから答弁いただきましたけれども、そのことは質問の段階で経費の問題とか児童数の問題とか、織り交ぜて質問したつもりでございます。それでも一貫して、自分では大きな夢があるというような形で、増築をするんだ、ということの答弁がずっとされてきました。

結局、この変わったことは今お話ししたんですけども、この質問したのはつい最近、3年もなるわけではなくて、つい最近6月にも質問しておりますし、そういう形で色々織り交ぜながら質問したつもりでございます。

まず変わった大きな理由というのは、要するに児童数の減少、それと財政難だそうですけども、要するにそれはもっと前にわかっておることでないかと、そこら辺どうでしょう。

教育長 江畠廣

以前にお答えした頃は、給食調理場については、あまり頭に入れてはおりませんでした。先程申し上げましたように、特別とその他につきましては、小中共有で使うという事は前々から申しておりまして、教室だけを別棟に増築するとお答えしてきたはずです。ただ中学校の自転車置き場の上に置きたいということは、先ほど申し上げましたように、避難所として機能できるような、そういうものと描いておりました。

もう一つは、中学校の校舎の中で小学生も一緒に学習するということは、学習環境上かなり無理などといいますか、小学生の場合は時間帯も違いますし、それから動き、活動、声、そういったもので学習面で邪魔になるというようなことも、併設校から聞いておりまして、できるものならば中学生は中学校の棟で、小学生は小学校の棟で、という風な考え方でお答えしておりました。

今ここにきて変えた理由というのは、質問にあったように、調理場も同じ時期に建設したい、これは町長からもご了解得ておりますことと、教室棟を無理してあそこにドッキングさせるとなると、教室棟そのものについても、設備費その他かなりかなりの額がかかると思われます。しかも改修は補助金的なものが殆ど見込まれません。

そういうこともありますて、財政的に相当圧迫してしまうだろうという理由で、今ある中学校の中を、空きスペースですね、多目的広場とか、3階にあります食堂部分のところにオープン教室を2つ3つ作って、そして中学生は3階で、小学生は1階と2階で学習する環境にすれば、中学生にもあまり学習的な迷惑がかからないだろうという風な考えにたちました。

あともう一つは、一緒になりますので当然ノーチャイムでいく、そういう腹づもりであります。ただ時間帯を2、3回合わせて、1日3回くらいは、始まる時と中間と終わりあたりはチャイムが揃うような、そういう形になっていくんだろうと思っております。

3番 金一義

中の改修云々ということありますけれども、だいたい予算的な面、そこまでそろばん弾いて計画しておるか、そこら辺お願ひします。

教育長 江畠廣

基本的な構想ができてから予算措置ということで、色々考えていきたいと思っております。現在いくらかかるかという試算はございません。

3番 金一義

要するに文科省の方でも、一貫校ということで併設型の校舎を説明しているようですが、ある程度それに沿ったのかなと、私は前々から説明しておるけれども、小学校は小学校、中学校は中学校の従来からのスタイルでいきたいとおっしゃってるんですけども連携校で、だけれども私は一貫校ですっときたんですけども、そういう将来見据えた形の、取り掛かりやすい形で入っていくのかなと今考えております。

それで、具体的にはどのような形の企画をお持ちで、教室の大きさ、中学校を利用した場合の階段の高さ、職員室は小中一緒だと思いますけれども、前にも質問しておりますけれども、職員の勤務時間と小中の部活動、もう一度お聞きします。それと先ほどお話しにありましたチャイム、前にはなかなか難しいということをおっしゃってました。後は小学校と中学校の遊び場のこともあると思います。そこら辺の考え方ありましたらお願ひします。

教育長 江畠廣

何点かありましたけれども、足りなければお話し下さい。

一番先に話がありました一貫教育校につきまして、前々からお話ししてありますように、頭の中で私は併設校そして連携教育をしていく形で進めたいと、教育委員会の中でも確認しております。あとは、チャイム問題についてお話ししましたけれども、スペース的には1年生のいる所は1階の多目的広場、その所に2箇所オープン教室なっていますが、スライドドアがあり区切ることでき、スライドドアの位置を少し変えまして1年生2年生2教室作って大きな柱の手前の部分をプレールーム、いわゆる1、2年生は遊び場必要ですので、校内での遊び場をそこにしたいという風に考えております。

あとは、まだここの話はしていないんですけども、保健室とか見た場合に、若干狭いんです。それで教室棟の横の辺りに保健室の相談室といいますか、そういうのを1部屋作って、スクールカウンセラーやそういう人たちと相談できるように、いま相談室になっている部分については保健室としてベットをおいて広げたいという考え方があります。

あと職員室については、いま苦労しておりますけれども、小中学校の先生方が一緒にお互いに連携したり、子どもの情報を交換しながら過ごすという形で、一緒の部屋でと考えております。

それから3階につきましては、3年生最初の年は、まだ2クラス残っておりますので、食堂の部分、学年の集会やったりするのが西側にあります。そこを同じようにスライドドア的なもので仕切って、2教室オープン教室で3年生がそこで学ぶ、残りの3教室を2年生2クラス、1年生1クラス、その時点ですが、そういう風にしてそこに入つてもらう形で。それで年々中学生が減っていきますので、そうした場合に調整した所を、交流教室を少人数指導の為に使えるように活用していきたい、という風に考えております。

ただ先ほど申し上げましたように、特別支援学級とか出てきますと、その所をどこにするかという工夫がこれから出てくるかと思います。あと遊び場につきましては、当初はテニスコート1面、ということを考えましたけれども、せっかくある4面のところ、この後スポ少とかの練習もできるよう、4面は残した方がいいという話になりました。それで今の自転車置き場の所に外の遊具を設置して、自転車置き場は門の左側、テニスコートのトイレの後ろ側の空いたところに設置する。5年後なりますと今の半分で済むことになりますので、そこがいいのではないかというところまでは、今のところ委員会で話をしております。

この後、小学校の校長先生やPTAで協議会立ち上げますので、その中でもう少し色々ご意見伺いながら、どういう風にしたらいいかということを考えていきます。

あと合わせてもう一つ申し上げますけど、水飲み場とトイレはどうしても必要になりますので、校舎1階2階3階の北側に新しく作ることにしております。最初はプール側にと思っていましたが、設計やさんと相談したところ、そちらの方がベストだらうということになりました、そちらにという考え方で進めております。

3番 金一義

ただいま説明されましたけども、設計やさんと出てきたんですけども、これはいつの段階の話でしょうか。

教育長 江畠廣

1ヶ月半くらい前、ちょっと見てもらいました。私たちの素案でいいですか、というご相談をして見ていただきました。その折に、ここにはこういう物を置いた方がいいだろうという形で、しかも経費をできるだけ抑えながら、無理な工事でなくなるように、色々アドバイスをいただきました。

3番 金一義

いま併設型の話されましたけども、文部省の方でもつい最近、これは一番教育長の嫌いな話で、小中一貫校舎の指針ということで、併設型の場合の指針も出したのですよ。それはご存じでしょうか。

教育長 江畠廣

文科省の方策で考えております。

3番 金一義

要するに、こういう併設型の校舎は、小学生の低学年と中学生の体格の違いとかで、校舎の作り方、あらためて既存の校舎へ入る場合と注釈ついておりますけれども、このあたりは階段の話、それから机、プール、トイレなどは、子どもの体格差を考慮して計画してもらいたい。

それとあと大きな問題は、部活動の運動場とは別に低学年用の広場などをを作る。それと異なる学年の子どもが交流できるスペースを設ける。将来の児童生徒数の推移を見定め、学校づくりのねらいを地域と共有する。こういうのが大きなねらいなんですけども、

委員会の方でも資料持ってるんですけども、要するに下駄箱とかトイレとか、水飲み場とか計画しておるようですが、この考え方の中で特に一番大きな支障となるのは何だと思いますか。併設型校舎にした場合ですね。大きな困難な事は何だと思いますか。

教育長 江畠廣

いま一番懸念している所は、教室棟が足りないという所です。その時点での学級数は分かってるんですけども、色々な動きの中で、例えば低学年1, 2年生は35人学級です。36人以上なりますと2クラスとか、40人以上なりますととか動きがありますよね。その秋田県施策がありますので、文科だけではなくて、そういう面で教室棟が増えて行く場合もありえる。

あともう一つは、前にも申し上げましたが、特別支援学級が少子化に比例して少なくなるんじゃなくて、少子化でありながら支援を要する子どもさんが増えてきている状況にありますので、支援学級の種類、生活種類ありますけど、その種類によって1教室というのもあるわけです。その種類がもし増えた場合に数が足りないと困るな、これが一番心配です。今の段階で。

あと考えられるものとして、金議員さんがおっしゃいましたけど、机の高さとか、一緒に使うところがあるわけです。特別教室とか。そういうところ。小学生向けのイスとか、机の高さの調整とか、そういった形で考えていかなければという風なことです。

あともう一つは、小中の先生方の場合、職員室なんだけども、そこが若干手狭なので、そのところの我慢してもらう部分等々が、若干心配なところがあります。

3番 金一義

色々苦労があるようですが、図書室はどうなるんでしょうか。

教育長 江畠廣

図書室につきましては、今の所を広げれば若干広げますけど、もう一つ作るという考えは持ってません。小中一緒に活用していくと、足りない分は書架を少し増やすという形になるかと思います。

3番 金一義

前にもお聞きしておりますけれども、ノーチャイム制を採用されるということですけれども、県内では、どこどこがノーチャイム制を採用しているかご存じでしょうか。

教育長 江畠廣

それは全ては把握しておりません。

3番 金一義

県内でもノーチャイム制を採用している学校が数校ございます。その書いたものを見ますと「入学してすぐの頃はチャイムが鳴らなくて不便に感じていたけれど、今は自分で時計を見て行動するようになった」と自立心が高まったような子ども方の意見があるようです。

答弁の中で前には、中学校と小学校の時間差があるのでなかなか難しいような話がされておったけれども、今回ノーチャイムの採用ということで、さっきお話ししておりますけども、結局そうなると小学校中学校の職員室の使い方も先生方の使い方も変わってくると思いますが、その辺は。

教育長 江畠廣

小学校の職員側と中学校の職員側、半分から右と左で分かれていく形になります。今の中学校の職員室の教頭の座っている後ろのあたり、少しスペースがありますので、そこあたりかなりぎりぎりまで下がっていただいて、全部がはまるかどうかこれからですけども、後は小学校の校長室から金庫やそういう物もありますので、置き場所等も考えていかなければいけないと思っています。

3番 金一義

要するにこれから計画策定が、今の段階であるということですけども、1点目、最終決定はしたと思うんですが、改修とか建設というのは、だいたいいつ頃の、まあ予算との関係も色々あると思いますけれども、頭の中ではいつ頃の予定を立てておりますか。

教育長 江畠廣

前の答弁の中では、28年度あたりに実施設計ということもありましたが、1年くらい遅れるんじゃないかなと考えております。来年度中には確実に基本設計いたしまして、次の年に実施設計、そして早ければ年度内に工事に取りかかればとなとは考えております。最後の30年31年の2年間で完成ということですけども、いずれ校舎の中の工事となりますと騒音とかありまして中学校に迷惑かけることになるわけですね。そういうことで1年間の中で工事続けるか、そこら辺も考えなければいけないのですが、いずれ32年度にはお約束したとおり小学校の子どもさんを中学校と一緒に、これは変わらないと思いますが、なるべくなら工事の方早く取り掛かって、あまり学習環境乱れな

いような形で進めていければなという思いであります。

3番 金一義

教育長さんは一貫校を考えてないんだというんですけども、教員の増加も文科省ではおっしゃっておりますけれども、職員室は小さくきついとおっしゃってますけども、そこら辺加味しながら、もう一度確認しますけれども、一貫教育に取り組むお考えはあるのかないのか。文科省では一貫でも連携どちらでもいいよとおっしゃってますけども、いずれスタンスとしては一体型校舎に入るということは、そういうスタンスになってるじゃないですか。この好機を捕らえて八郎潟町独自の教育方針をお立てになって、一貫教育の考えは無いのかもう一度お願ひします。

教育長 江畠廣

前々からの金議員さんのお話しには感服しておりますけれども、実際に一貫教育校にする場合には、それなりのリスクを伴わなければいけないわけですので、その所を今この段階で無理してカリキュラム云々等で変えていく気持ちは持っていないんです。ただ中身的にはかなり近いんです。一貫教育校とは銘は打ちませんけれども、自然な形でややそれ的なものができるという風にして私は進めたいと考えております。

何故かというと、先生たちに大きな負担がかかるんです。一貫教育校を進めるためには。そして財政的にも人的な町負担のものが増えていくというのが目に見えてわかりますから、そこまで無理して一貫教育校をやらなくともと考えております。基本的に一貫教育とは義務教育学校なんですけども、その形にしなくとも十分それ的な教育はできていくだろうと理想として考えております。

3番 金一義

あともう一つ、今回の教科書選定に対して、教育長としての立場上、どういう考えを持っておったのか、そこら辺を教えてください。

教育長 江畠廣

その事につきましては、今の時点では申し上げられませんけれども、採択協議会教育委員3人出ますけれども、まだ公表できる段階ではありません。ただ南秋田郡、男鹿市、潟上市、3つの協議会で全員一致の考え方で採択しますので、それだけは申し上げれます。

詳しくどこを使ったとかにつきましては、まだ話せない、そういう状況ですのでご理解いただきたいと思います。

3番 金一義

教育問題はこれだけにしますけれども、教育にお金がかかるのは必然的なことであつて、優秀な人材を育てるためには、町長さんも財源は惜しまないと思いますよ。どのくらいの財源かわからないけれども、やはり各家庭でも教育費はたくさんかけてるわけです。

かつては教育の町というスローガンできましたので、それに甘んじることなく思い切りこれくらい予算かかりますよとそういう教育を銘打って、先ほどからあります教育の町を銘打って、この町に人口増なるような一つの考え方もあるかと私は思って、この教育というのはずっと何回も質問してきたわけです。

やはり秋田県そのものは全国一んですけども、うちの方はどうだというと、答えられないと思いますので、そこら辺子どもたちがよそからここにきて勉強したいんだ、そういうくらいの教育方針を打ち立ててもらいたいと思います。

それからもう一つ、那覇市では26年から28年にかけて一貫教育校を完成させることでございます。どんどんやってる場所があるわけです。人的問題とか考えないで、町民に大きな希望をもたせるような教育環境を作っていただければと思います。

答弁は要りません。

議長 三戸留吉

3番、次の項目は午後にしてください。  
ここで休憩します。午後1時半より再開します。

(午後0時10分)  
(休憩)  
(午後1時30分再開)

議長 三戸留吉

それでは午前中に引き続き再開いたします。  
引き続き、3番 金一義君の一般質問を行います。

3番 金一義

午前中に引き続き、告知しております2つ目の質問をさせていただきます。  
本町の基幹産業である農業の振興策の位置づけと、6次産業化の振興方策を持ってい

るか、という質問でございます。

我が町は農業を基幹産業として位置付けておりますが、新たな地域農業振興対策が求められると思います。そのためには、地域の実態に即した、地域住民の意向を踏まえた地域農業振興対策を立案しなければならないことは言うまでもありません。それには、地域に賦存する農業に関わる資源の組み合わせを、行政の関与によって改変して、農業の生産性の向上を実現することが求められると思います。

しかし、現実には大きな問題が横たわっております。それには、借入耕地面積、耕作放棄地、農業就業人口の推移があります。これらを踏まえたより良い環境を創りだす上で必要となる、構造再編といった視野で捉えることが重要であることだと思います。

それには、産地形成、産地の維持、土地利用型農業の足腰を強くする担い手育成、多様な担い手に対する多様な支援策の具体化、新たな創意工夫、品質向上や生産向上に取り組むための生産活動に対する町の支援と、これまで進めてきた施策推進をさらに発展させるべく、施策の実現をどのようになされていくのか今後の方策をお伺いします。

平成23年3月1日に施行された6次産業化法は、農山漁村を1次産業地域としてだけとらえるのではなく、生産者みずからが地域で加工等の製造業、流通、販売業者としての所得向上の促進と地産地消を推進し、生産者も消費者も共に利益の増進を図ることを目的として、最終的には雇用の場の創出等による地域の活性化や食糧自給率の向上に結びつけようということを目的とした法律でございます。

しかし、個人ではなかなか問題が山積しております。本町の第一次産業である農業で生産される産物を、一層の付加価値を生み出す産業として、6次産業化興しの振興策が今後一層町行政に求められております。我が町として、どのように6次産業化への取り組みと振興施策を図っていくべきか、もしその施策が念頭にありましたらお示しいただきたいと思います。

町長 畠山菊夫

ご質問にお答えいたします。

経営所得安定対策事業など、国の施策に対応し進めておりますが、町としても農業者、特に担い手対策として、規模拡大、経営の複合化、生産性の向上に資する施策として、農地集積奨励金事業、水田利活用支援対策交付金事業等を実施して参りました。今後も、国や県と連携し、振興施策を実施して参ります。

6次産業化につきましては、意欲のある農業者・農業生産法人に対しては、県の6次化サポートチーム、農業公社のサポートセンターと連携し、事業化まで総合的にサポートを実施して参ります。

3番 金一義

だいたい大枠はわかりましたけれども、その中で前に奨励しておりました「八郎潟ブランド米」は、どのようにになっておりますでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 ご質問にお答えいたします。現在も「八郎潟環境保全米」活動しております。町としても、環境保全米のダイレクトメールの郵送料について、補償を行っております。

3番 金一義

関連して、活動しているということですけども、ヘクタールと人数はどれくらいでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 大変申し訳ありませんけれども、環境保全米を取り組んでいる方々の中で、環境保全米「減減米」ということで有機肥料、減農薬ということで取り組んでおりますけれども、全面積取り組んでいるわけでもございませんので、環境保全米の面積、取り組んでいる農家については、後ほどお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

3番 金一義

法人、認定農家に対する色々な補助対象があると思いますけれども、その補助のアピール、こういうのがあるんだよというアピールは、町の方ではどういう形で行っているのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 現在、町のホームページ等では、6次産業化についてのPR等については、実施しておらない状況であります。

3番 金一義

耕作放棄地の面積の把握等を、町では掴んでおるものでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 耕作放棄地調査を年1回必ず実施しまして、県・国に対して報告しておりますので、

面積は即答できませんけれども、把握はしております。

3番 金一義

8月20日の新聞に、秋田県の借受希望の記事が載っておりました。全体では8,482ヘクタールとありますけれども、その中で八郎潟町は申請件数が7件で、面積が43ヘクタールとあります。これはそれだけ意欲ある農家が我が町には存在してるんだなということで、非常に良いことだと思ってますけれども、今後の推移はどういう形を想定しておられますでしょうか。そこら辺もし把握できておるようであればお話し願えれば有り難いです。

産業課長 加藤貞憲 現在、町で貸出について把握している件数は2件ございます。この2件については、今現在、別の方が今年度のみということで耕作しておりますので、今後10月11月に入ってからの申請手続となると思いますけれども、それ以降の手続については、秋の収穫以降に検討される方、または離農の考えをお持ちの方が出てくるやもしれないと思います。

そういう場合にあっては、今現在の把握の何倍もの面積になる可能性もありますので、その点については、面積がどのくらいまで範囲が広がるかというのは、現在お話しできる状況にはありません。

3番 金一義

そうするとこの新聞の記事の件数というのは、いつ頃のものか。

産業課長 加藤貞憲 秋田県農業公社が、農地中間管理事業の借受希望者の募集をいたしております。借受希望者7名ということで、自分で何ヘクタールまでの農地を、この事業で実施したいかの希望面積でありますので、実際の出し手の面積とはかなり食い違うと思いますので、その点については今後の事業の進展によりまして、この借受希望者の実際の希望面積まで達するようであれば、この中間管理事業はあって良かったなという状況になると思います。

3番 金一義

先程もお話しあったようだけども、枝豆のことがお話しされておりました。その中であるところはたくさんの面積やっておりますけれども、この中で6次産業化で先取りしてることで、北海道の中札内村では、液体窒素で瞬間冷凍して、冷凍枝豆のほとんどは、ここの産地だという話を伺っております。これは6次産業化先取り1位で載っておりますけれども、これはアメリカとかにも輸出されており、魚の冷凍の海士町と似たような感じだなどと、海士町がそれで町おこしに成功したということでありましたけども、この枝豆なんかは作っても生食がほとんどで、JAとかで販売されておるわけです。その時の市場によって、今年はキロ800円くらいずっと進んだようですけども、今だったら少し下がってきて、普通の年だと400円くらいとありましたので、そういうのも念頭において町独自ではなかなか難しいけども、提案くらいして、やはりすぐ出さなくても徐々に市場に出せるような、そういう仕組みを考えるべきではないかとそう思っております。

それと、要するに道の駅云々とかありますけども、それも非常に大切だと思います。そこら辺の産直の販売、駅前でおもしろ市場とかあるんですけども、それが常設になるようなスタイルでやると、生産者もそれなりの真剣味が出てくるんじゃないかな、そう感じておりますけれども、そこら辺の考え方を町長からお願ひします。

町長 畠山菊夫

枝豆につきましては、先程も村井議員さんからの質問ありましたけども、規格外品の活用などについては、さやから豆を取り出す機械の開発、これも私方も機械に対しては勉強してみたいなと思っております。

いま金議員さん言われたように、やはり道の駅的なところで販売できないかということで、そういう構想は持っております。ただ早急にはできないわけでありまして、その事についてもこれから重ねていきたいと思っております。

いずれ6次産業化に関しては、色んな品物、売れる品物が當時生産できて、その販路をどうするのかということが一番大切であります。その販路を自治体でどうのこうのやるのがいいものか、予算をつけながらやった方がいいものか、そういうことも今後検討しながら取り組んでいきたいと思ってます。

3番 金一義

結局、産直に例を挙げると、失敗した例も成功した例もたくさんあります。そうすると真剣に生産物に取り組むスタイル、米だけではなかなかできないので、これからは別の作物でやっていこうとする、そういう方々が出てくると思いますし、それともう一つ

お伺いしたいんですけども、いま J A八郎潟支所で漬け物の加工所の話ありますけども、それに対して町には、その産地化という相談とかございますか。

産業課長 加藤貞憲 定期的に J A湖東さんとは、行政と懇談会実施いたしまして、各町村の農業への支援について、その他 J A湖東自体の経営、それから今後の目標についてのお話し伺っております。その中で、今回 J Aさんが漬け物について 6 次産業化事業として取り組む話がありましたのは、設立の段階では自治体に対して補助の関係の要望を出すつもりはありませんが、今後機械設備については更新または新規に購入する予定があるので、その時にはどうか支援をお願いしたいというお願いはされております。

3番 金一義 結局そういうのを大きく広めて、産地化なる場所があるのかわかりませんけれども、大規模な漬け物加工所ができるということなので、どうか一つ八郎潟町としても、白菜の産地化できるような条件がある場所、土壤や地下水の問題もあるかと思いますけれども、そういう場所を、先進地視察なんかをして、農家の方々に示していくことが大切だと思いますのでよろしくお願ひします。

それと農地集積予算の中で補正予算で 44 万くらいあがっておったんですけども、面積増とあったのでどのくらいの面積だったのでしょうか。

産業課長 加藤貞憲 当初予算では 10 ヘクタールの予定でしたけども、今回 14.44 ヘクタールということになりましたので、その分 444 千円の追加をいたしております。

3番 金一義 後は、午前中の質問の中で、町長さんに要望でございます。  
というのは、答弁の中ありました、学校の状態を設計やさん云々ということありましたけども、そこら辺最後の執行者が町長ですので、そうなるとその方と、紐付きになるんじゃないかなというのが頭の中よぎったわけで、そこら辺の考え方、答弁はいりません。要望です。

それともう一つ、学校の改築云々とありましたけども、その中の進み具合、ある程度議員の協議会でも開きながら示していただきたい。できたものだけで、こうだよ、ああだよでは遅いわけで、進捗状態を我々にも示していただいて、色々な意見等も出てくると思いますので、そこら辺を合わせて要望しておきますので、良き計らいをお願いいたします。

これは議長はじめ議運の方にも伝えておりますので、よく相談しながらやっていただけるとありがたいと思います。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、3番 金一義君の一般質問を終わります。  
次に、9番 菊地文人君の一般質問を行います。

9番 菊地文人 9番 菊地文人でございます。議長より発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、役場の正面玄関に地元出身の歌手のサイン入りポスターが貼られてましたけれども、3月の一般質問の時に、PR大使ということで質問させていただいております。その順弘子さん、今回ハッピーカード会のコンサートがあるということで、非常に楽しみにしているところでありますけれども、またプロ野球の楽天ゴールデンイーグルスの後藤選手もレギュラーとして活躍しておりますし、今年夏前のこまち球場で行われたソフトバンクとの試合では、元気な姿であったということで聞いておりまし、また青森山田高校に行かれております志田さんですが、今年はインターハイバドミントン女子ダブルスで優勝したということで、本町出身の方々が非常に頑張っているようで、スポーツ選手に限らずですが、もっと町としても PR していただければ有り難いなと思っておりますので、いずれまた PR 大使については質問をする機会があろうかと思いますので、その時はよろしくお願ひいたします。

今回の一般質問は、表題 3 つございます。項目の細かいところもありますけれども、まずはよろしくお願ひしたいと思います。

それではまず始めに、1つ目でございますけれども、町への新しい人の流れをつくる、ということについて質問をいたします。

1つ目の項目でございますけれども、元気な高齢者を呼び込む、ということで質問をさせていただきます。

これはある新聞記事から抜粋したものでありますけれども、東京圏など大都会に住む

高齢者に、本人の希望を前提として、元気なうちに地方へ移り住んでもらう。移住先では、仕事や趣味などを通じて地域に積極的に参画してもらう。医療や介護が必要になつても、そのまま安心して暮らしていける。従来の高齢者住宅や介護施設と異なるこうした施設や地域を、政府は「日本版C C R C」と呼び、具体的な内容や支援策を年末に取りまとめ、遅くとも来年度中にモデル事業を始める方針だと伺いました。

このC C R Cは、直訳すると「継続したケアを提供する退職者のための地域共同体」であります。米国では「終の棲家」として広く普及しており、約2千箇所に推定75万人が暮らしています。

一方日本では、政府が今春に調査したところ、202の自治体がこれに取り組む意向を示しているということでした。いま地方では、進学や就職を機に転出する人が転入者を上回る「社会減」が人口減少に拍車をかけております。いかに社会減をくい止め、人を呼び込むか、喫緊の課題であります。本町としてこの施策に関しての考え方を伺いたいと思います。ここでまず一旦、質疑にしたいと思います。

町長 畠山菊夫

菊地議員のご質問にお答えします。

日本版C C R Cへの代表的な取り組み事例として、栃木県那須町の「ゆいま～る那須」や、石川県金沢市の「シェア金沢」などがありますが、これはサービス付き高齢者住宅に居住し、ケアが必要になった場合は併設事業所等から介護サービスを受けられるものです。

昨年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」によりますと、事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成等について課題及び論点を整理し、成果目標を設定し、来年度以降モデル事業を実施し、その実施状況を踏まえ所要の措置を講じつつ全国展開するとしています。

また県内でも、昨年8月、秋田銀行が、高齢者が健康で元気に暮らせるコミュニティづくりと、持続可能な地域づくりの推進による地域活力の創造を目的に、「秋田プラチナタウン研究会」を設立しております。来年度までには具体的な事業計画や、行政への施策提言をまとめるとしています。

町としては、このC C R Cの重要なポイントとなる、都市圏の元気な高齢者等が生きがいを持てるような「学び」の機会や、地域活動への参画機会の確保体制を第一に考え、国や秋田銀行の取り組み状況を見守りつつ、介護保険事業運営も考慮しながら、検討したいと思っております。

9番 菊地文人

ありがとうございました。先程、答弁の中で「ゆいま～る那須」の話がありましたけども、私も調べてはありましたがあ、2012年にオープンしたということで、70棟程のコテージ風の建物があるということで伺っています。もちろん、サービス付き高齢者住宅となっておりますけれども、広さの方は1棟の広さが33～66平米、入居者の方は61歳～90歳、関東や関西から移り住んだ人が大半を占めている、という風に伺いました。

入るためには、約1200万から2500万円の家賃を一括して前払いするという、非常に高額なものになっておりますけれども、その他に月額3万から5万円のサポート食費などがかかるというもので、もちろん地元の医療機関や常勤のスタッフなど、相談に応じるということになってます。

非常にいま全国的に注目されている、先程来話があるC C R Cの構想のものの、先行の事例としてかなり注目があると伺いました。こういった中でC C R Cを進めていくという話になっております。

秋田県の佐竹知事も、この間魁の新聞に9月8日付けで、秋田県版のC C R C整備について対応する必要があるという風なことを、定例記者会見でお話しされているようです。今後そういう形で全国各地でそういうものが立ち上がって来る予想でございますし、これから町としても色々検討していくと思います。益々競争することになろうかと思いますが、なるべく多くの考え方をもって取り組んでもらえれば非常にありがとうございます。

続きまして大きな表題の2つ目ですが、地域を担う人材の定住を、ということで質問いたします。

介護現場の人出不足は既にご承知かと思いますけれども、進行中の課題であると思います。秋田県では、2025年度、約2万6千人の必要に対して、1割強の2700人の介護員が不足すると予想されております。全国的にも同様だと思いますけれども、そこで島根県のある市では、本年度から「シングルペアレン特」ひとり親家庭ですけども、その受け入れ事業を始めた、ということで新聞に載っておりました。市内の介護施設で

親が介護業務に携わることを条件に、全国から希望者を募り、経済的にも苦しい市内のひとり親家庭に移住してもらい、給与や家賃補助、中古自動車の支給など、1年にわたり、きめ細やかな支援を行う事業であります。

新聞やインターネットなどで紹介してから、30都道府県から150件の問い合わせがあり、3件の受け入れ定員を大幅に超える15件の申込と移住希望者があったそうです。4月12日付の全国紙で、この市の事業は、経済的な自立を応援しつつ地方への人の流れをも生む、これこそ地方創生、などと注目を集めているそうです。

本県にも介護福祉施設たくさんありますけども、慢性的な人材不足が続いておりますが、この支援策に関しての本町の考え方を伺います。

町長 畠山菊夫

介護現場での人手不足が慢性的に続いていることは承知しております。島根県浜田市の取り組みについては、全国でも初の試みとして全国から注目を集めています。調べてみると、浜田市はこの取り組み以前から、介護に特化しない実に様々な移住定住対策を実施しており、その上に成り立つ施策と思っております。

本町にあっては、まだ具体的な移住定住対策を実施していませんので、現段階では「シングルペアレント受け入れ事業」は時期尚早と認識しております。

まずは、新しい地域支援事業により介護予防事業を推進し、介護現場に人手不足が蔓延しないような地域を目指して参りたいと思います。

9番 菊地文人

浜田市の事業、もう少し詳しく説明しますけれども、給料については月15万円、各事業所の規定に準じると思いますけれども、そちらを支給する、それから養育支援として1世帯につき月額3万円、家賃補助として1世帯につき月額の1/2、自動車の提供ということで中古自動車を無償で提供する、支度金引越代などとして事業者から30万円を支給、奨励金として1年間の研修を事業者から100万円を支給、資格取得支援として事業者の負担で介護職員初任者研修を受講するとなっております。

かなり手厚い支援策と感じておりますし、もともとこういった話が出てきたのは、浜田市の女性の職員のアイデアから生まれたものだという風に記事に載っていました。日本創生会議から人口減少の関係で消滅の可能性がある市と指摘されたところから、女性職員を募ってプロジェクトチームを作り、2ヶ月に亘って議論を重ねたところ、ひとり親家庭の関係の定住に繋がるような施策が出てきたと新聞に書いております。市長さんも内容を評価してそういった事業を進めたということで、その関係の事業の予算をつけたという風になっておりました。女性の目線から色んなアイデアが出るんだなと思っています。

今回、手前味噌の部分もありますけれども、人材不足ということの話もしましたけれども、介護の仕事に限らず、色んな業種でいま人材が不足になっているようでございます。町独自の支援策として、有資格者とかなり高度な技術を持った方を雇い入れるために、町としても何か補助とか支援をしてもらうような施策があれば、また新しい人が既存の事業所にとっても必要な人材だと思いますので考えていてもらえば、既存の企業としては非常に有り難いところもあるのではないかなと思います。

それで今回こういった2つの人口減や定住の関係の質問をさせていただいております。前回は地域おこし協力隊の質問をいたしました。色々全国的には、同じような考え方で様々な事業をやられていると思います。今回、まちづくりの策定委員会に30名の方を委嘱しております。その中で女性の方が4、5名おりますので、女性のアイデアも取り入れて行ってもらいたいと思いますし、また先程金議員さんからもお話しありましたけれども、議員の方々のそれぞれの考え方も非常に大事な部分があると思いますので、なるべく早く素案を議会に示していただいて、議員からの意見も吸い上げていただきたいなと思っています。

それでその総合戦略の部分ですけども、町としては中心部のにぎわい創出ということで考えているようですが、なかなか県と他市町村との兼ね合いもあって、一概に町単独でという計画がなされないような部分もあると伺っております。それで県と町との担当者の連絡会議が7月5日以降に開催されると伺いましたので、そちらの方の会議の内容がわかれればお知らせしていただきたいと思います。

総務課長 渡部博英 その会議では、秋田県の総合戦略の骨子について説明がございました。

9番 菊地文人

これから何回かまた会議があるので、そちらの方うまく整合性をとりながら進めさせていただきたいと思います。

それでは次の質問に入らせていただきたいと思います。

表題の2つ目でございますけれども、気軽に集える居場所、ということで質問いたします。

まず1つ目ですけれども、えきまえ交流館はちパルで日替わりカフェ、ということで質問をさせていただきます。

「日替わりカフェ」とは、食事やスイーツを提供するマスターが、日にちや曜日ごと、または昼夜で変わる仕組みです。つまり複数人のマスターが1つのカフェスペースを運営することになるので、日にちや曜日ごと、また昼夜で全く違ったカフェが営業されることになります。はちパルを利用できるのであれば、カフェ運営に必要な設備、調理道具、食器類などは揃っているので、自分の店を持つために必要な開業資金や固定費などの負担・リスクを最小限度に抑えることができるのではないかでしょうか。

「料理やお菓子作りの腕に自信はあるものの店舗を借りてするほどでは、とためらっている人」「今の仕事を続けたいけれど自分のお店も持ちたいという人」「将来自分のお店を持つために腕試しがしたい人」「週一日だけならできるのになあ、と思っている人」「自分のカフェを開きたいけど資金面で悩んでいる方」「限られた日しか新しいことに挑戦できない方」など、まとまった資金がなくても、時間に余裕がない人でも、時間をシェアすれば自分のお店を持つことが可能で、実現に一步近づけるはずだと思います。

そこで一つの事例を挙げれば、愛知県のある市内で運営するカフェでは、運営母体のNPO法人に25団体が登録し、ランチ料金は650円、売上の20%を同法人に支払う仕組みで、これまでの1日最高来客数は60人に上っているということです。カフェは市民活動センター内にあるが、気軽にセンターに来る仕組みを作ることで、皆が地域活動に関わる敷居を下げることができ、また登録シェフ同士で仲良くなるなど、新たな繋がりも生まれていると話しております。

日替わりで住民がシェフを務める仕組みを導入することで、地域活動の活性化につながり、また誰でも気軽に集える居場所となるのではないかと思うが、当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫

日替わりカフェについては、議員がおっしゃるように、色々なメリットがあると思いますが、ご承知のとおり、現在、南秋つくし苑さんと店舗の賃貸借契約を締結して、カフェの運営をしていただいておりますので、はちパルでの日替わりカフェについては、現時点ではできないのが現状でございます。

将来構想としては、直売所の建設等もこれから考えていかなければいけないし、その中でテナント方式ができるのかどうか、検討していかなければいけないと思います。

9番 菊地文人

今現在運営されている松橋さんとお話しする機会がありました。非常に運営は大変だと伺っております。1日平均来客数は、10名くらいと伺っております。売上の部分については、仕入れの関係でほとんど無くなってしまうということで、カフェで働いている人の人件費までは、なかなかまわらないという話も伺っています。非常に厳しい運営の中でやってもらって非常にありがたいなと思いますけれども、水曜日が休みと伺いました。毎週水曜日が空いてるわけですので、契約上の問題もあろうかと思いますけれども、1日若しくは夜を開放してカフェスペースにして、町民の居場所にしてもいいのではないかと思った次第です。

先程お話しした愛知県のNPO法人の話は、非常に積極的なお母さんがたくさんいらっしゃるということで、そこで自分の地元の食材を使った料理を市民の方々に食べてもらうということで、非常に喜ばれているようです。そういった部分を加味しながら今後一つの施策として考えてもらいたいなと思っています。

それでは次の質問に入りますけれども、そのカフェの関係でもう一つでございますけれども、「店舗協働型」認知症カフェの設置を、ということで質問いたします。

いま巷では、猫カフェにメイドカフェ、鳥カフェなど、最近は、ただコーヒーを飲むだけではなく、何か付加価値を持たせた喫茶店が人気となっているようです。そして近頃全国のあちらこちらに登場しているのが「認知症カフェ」と言われているものです。厚生労働省が策定した2015年に始まった「認知症施策推進総合戦略」いわゆる「新オレンジプラン」は、認知症高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも自分らしく暮らしていく環境作りを目指す5か年計画であります。

具体的な施策として、7つの柱を置いておりますが、その一つ「認知症の人の介護者への支援」の中で、「認知症カフェ」いわゆる「オレンジカフェ」の設置を推進していく予定となっております。

認知症カフェには、認知症の人とその家族を支える新しい心のよりどころ、そして地域の人が直接認知症の人と交流できる場所としての役割が、期待されております。そし

て、認知症の人の家族、各専門家や地域住民が集う場として提供され、社会に参加する機会や、家族が情報交換できる場所として、近年急増しています。もしかしたら、認知症カフェブームがくるかも知れません。

日本の認知症カフェは、イギリスの「メモリーカフェ」、オランダの「アルツハイマーカフェ」などを参考にしていると伺いました。特にオランダでは、すでに200か所カフェが、地域住民の交流の場、そして認知症の人の社会参画の場として機能しているとのことです。

一つ事例を挙げれば、いま注目されているのが「店舗協働型」の認知症カフェです。埼玉県のある市で飲食店を会場にして、飲み物や食べ物を提供しています。今年3月から毎月1回、午後から1時間程度開催。参加費は、100円でコーヒーなどソフトドリンクはお代わり自由、数量限定500円で定食も注文できます。今後このオレンジカフェが軌道に乗れば、回数や時間、店舗を増やしていく方針だといいます。

「認知症患者を持つ家族が徘徊を心配したり、世間の目を気にするあまり、患者は外出ができなくなっている。オレンジカフェに参加することで地域の方々に認知症という事を知つてもらえば、見守ってもらうことができる」と期待を寄せております。地域の認知症への理解・周知と、飲食店の活性化・居場所づくりと、メリットが多い事業だと思いますけれども、当局のお考えをお聞かせください。

町長 島山菊夫

「認知症カフェ」は、新オレンジプランでは、平成30年度から全ての市町村に配置される認知症地域支援推進員等の企画により、地域の実情に応じ実施することとしています。秋田県でも、重点的に認知症カフェに取り組む自治体に対し、今年度に限定した運営費補助金を予算化し、近隣では潟上市が実施する予定です。

一方、「認知症施策の推進」は、この4月から介護保険地域支援事業の中の「包括的支援事業」として、新たに位置付けられました。施策の推進は、認知症サポーターになられた方の見守り体制の確立、新サポーターの養成、相談窓口の強化、ご家族の情報交換の場の確保などを一体的に取り組むことが必要と思われます。

認知症カフェの設置については、今後こうした一体的な支援の枠組みの中で、認知症のみならずひきこもり気味の高齢者、障がい者等幅広く町民が気軽に集うことができないか、また広域的な取り組みはできないか、などの視点で検討したいと思います。

9番 菊地文人

答弁ありがとうございました。居場所をどうすればよいかわからない、といった場合のためのものだと思います。私が話したのは、従来の飲食店を使うといった話です。普通であれば、例えば公民館であるとか、買い物施設の一角を利用して、居場所を作るということになろうかと思いますけれども、これを行っている事業所が一番こだわった理由としては、保健所の営業許可がある飲食店を利用するため、本格的な飲み物や食べ物を提供できる、というのが一つの理由、もう一つが一般客も使う飲食店を利用することで気軽に参加できるということで、地域の人たちの意識啓発にもつながるという2点を気にかけて、敢えて飲食店でやったということになっているようです。

いわゆる認知症に限らず、先程の答弁の中で色々な世代の方々が居場所を求める可能性が十分あるということですので、認知症理解が進むことにもなると思って、こういう風な話をさせていただきました。今後もこのオレンジカフェの設置を推進してもらうということで、当局に働きかけて行きたいと思います。

今回は居場所づくりということで質問しましたけれども、片方では公共のものを使って居場所をつくるということで、その分飲食店の売上げがもしかしたら下がるかも知れないということで、逆に今度は飲食店を利用してという話をさせていただきました。非常に私が思うには、どちらもメリットが大ではないかなという風に思っています。

それでは3問目の質問に入ります。表題の3つ目でありますけれども、広がる「防災士」ということで話をさせていただきます。

防災士は、NPO法人「日本防災士機構」が認証する民間資格で、所定の研修講座を履修し、試験の合格と救急救命講習の終了で資格を取得できます。阪神・淡路大震災を教訓に、防災を公的機関だけに頼るのでなく、自助・共助・協働で行動する人材が求められていることから創設されたそうです。

大きな特徴は研修内容にあり、耐震や安否確認といった身近な防災対策の他、地震・津波・風水害・土砂・火山災害等の発生の仕組み、気象情報や避難所運営、復興など多彩なカリキュラムが用意されているそうです。

日本防災士機構は、「防災力の源は想像力」として、災害に対して十分な意識と知識・技能を持つことによって災害をイメージできるようになり、災害に備えることで、自分の「いのち」を守り、家屋や財産の被害を大幅に軽減させることができると説明して

おります。

同機構によると、2015年7月末時点の防災士の認証者数は9万5千人、一般市民から行政や企業の防災担当者、教職員、消防士まで、年齢層や職業は幅広い。地域の自主防災組織や職場で行う防災訓練などを主導するほか、認証者有志で構成するNPO法人「日本防災士会」の活動に参加するなど、活躍の舞台が広がっているそうです。

2003年の制度創設以来、防災意識の高まりから認知が広がり、近く全国で10万人に達する見通しだそうです。行政の取り組みとして、防災士養成に力を入れるケースも増えていて、研修や助成制度を設けた自治体は、200を超えているそうです。権限や責務を持たない民間資格ではありますが、地域の防災力向上を図っていくためには、防災士の役割が重要であると思いますが、当局のお考えを伺います。

町長 畠山菊夫 県内市町村では、「防災士」の資格取得にあたって、研修講座受講料、資格認証登録料を助成しているのが、2市となっております。地域のさまざまな場面で減災と防災力向上のための活動を行う防災士は、阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に広がりつつあります。

町では、現在、災害に強いまちづくりを推進するため、各町内会、自主防災組織、消防団、その他関係団体を取り込んだ、自主防災組織育成指導者研修会を1月に開催、また、6月には、浦大町地区住民を対象に土砂災害を想定した避難訓練を実施し、終了後に「災害時から身を守るために」と題して講話をを行っております。現状としては、このような組織を中心に指導者研修会等の開催や住民参加型の防災訓練などを実施して、地域の防災リーダーを育てたいと思っております。

なお、近年、防災士は、地域防災力強化に貢献するなど注目を集めております。これらも踏まえながら、地域の防災リーダーとしての防災士の育成及び資格取得助成制度等についても、今後視野に入れながら、地域の防災力強化に取り組んでまいります。

9番 菊地文人 ありがとうございます。民間の関係のものですので、きちんとした資格証書というのもないようございますけれども、行政の取り組みとして力を入れているケースもかなり出てきているということで取り上げました。研修や助成制度を設けた自治体は200を超えたということでした。また若年層で高校生や中学生向けで、防災養成講座などを開催している県もあるということで、中高生のうちから、そういう意識で育成をしていると伺っています。

今回、八郎潟町地域防災計画が出されましたけれども、その中では防災士については触れておりませんでしたので、今回取り上げてみました。いずれにしても、いつ何が起きるかわからない震災・災害でございますので、地域住民を巻き込んで色々な訓練、研修等々に力を入れてもらいたいと思います。

これをもちまして一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、9番 菊地文人君の一般質問を終わります。  
5分間休憩いたします。

(午後2時35分)  
(休憩)  
(午後2時40分再開)

議長 三戸留吉 それでは、再開いたします。  
11番 近藤美喜雄君の一般質問を行います。

11番 近藤美喜雄 11番 近藤です。今日は4問質問を出しています。

最初に、コミュニティFMの関係についてでございます。この関係は、すでに当局でもご承知のことだと思いますけれども、ぜひ我が町にも、というような気持ちで質問させていただきます。

本町の場合、特別な企業による雇用の場もなく、町の活性化と持続可能な町の将来展望に苦心されていることと推察いたします。しかし、人材を活用し、他地域との交流をより一層盛んにし、いかにして交流人口の拡大を図っていくかが当面する最重要テーマだと考えています。幸い今年5月オープンの駅前開発は、行政報告にもあったように大変好評を得ているようあります。

そこでお伺いしますけれども、私の第1問は行政報告で詳しく紹介されておりました

ので、割愛をしたいところでありますけれども、1点だけ、この中で利用状況の中で把握されているかわからないけれども、町内と町外の利用の状況がわからればお願ひしたいと思います。

町長 畠山菊夫 行政報告でも申し上げましたけれども、8月末現在で、はちパル全体の来館者数は60,350人となっております。交流ホールが107件で5,246人、町外の利用は1件のみであります。ただ子育て支援ホールは、1,825組4,486人で、うち町外の利用は1,114組2,829人となっており、町外の利用者のほうが多くなっております。

図書館のほうは申し述べたとおりであります。以上でございます。

11番 近藤美喜雄 私が注目したいのは、いま町長からご紹介ありましたけれども、町外の利用者の動向であります。今後もあらゆる企画をとおして、更なる交流人口の拡大を目指してほしいと思います。こういう関係につきましては、今まで議員の質問の中にも関連して出てきたように思います。

そこで町民の意欲を高め、周辺町村にも強いインパクトをもつ、FM局の立ち上げを提案したいと思います。役場はもちろんありますけれども、公民館、文化系団体、農業団体、商工関係団体、学校関係、イベント関係、特にイベントの関係については、非常に活用されるだろうと思います。その他の利用が可能でありますし、電波の範囲内であれば、実況中継みたいなものも可能である。こういう風なことが言われております。もちろん災害の時には、町との協定により詳しい状況を家庭まで届けることが可能で、何回でも繰り返しできる。

これは当然、いまの防災行政無線でもできるわけでありますけれども、ただ最近の新聞等でも紹介されておりますが、防災無線の場合はやはり個別受信機がないと冬期間、夜間、災害、台風等、ほとんど聞き取りにくいというのが一般の大分の意見であります。特に災害の場合に聞き取れるか取れないかというのが大変なことでありまして、そういう風な意味からも、それを主体にするということはないにしても、こういう風なことにも活用できるという風なことで、特に災害のためにFM局を立ち上げるというところもあるようであります。コスト的には防災無線の1/10~1/100と、これ恐らく範囲とか色々な条件とかあると思いますけれども、非常に低いコストで可能だと言われております。

そういう風な状況の中で、2つ目の質問ですけれども、FM局の活用によって町民に刺激を与えること、あるいはまた意欲を喚起することの効果について、これ一般的に当局が把握されてるわけでありますけれども、どういう風に感じておられるのか。

町長 畠山菊夫 コミュニティFM局を開局したとすれば、通常の町の色々な情報提供をはじめ、災害や緊急時には、リアルタイムで様々な情報をきめ細かく提供できると思いますので、本町においては、防災無線と併用した形で運用すれば、非常に有効な情報伝達手段になるとは思っております。

11番 近藤美喜雄 最近の新聞でもありますけれども、このFM局の受信はFMラジオであればいいわけですけども、一般的のラジオでも可能ですけども、ただラジオを止めている場合に、防災無線に切り替える、防災放送に切り替える、あるいはまた、他の局で受信してると切り替える、これができるのが防災ラジオであります、あんまり詳しい所ちょっとわからないけれども、鹿角の場合だと、恐らく1万円くらい、新聞にあったのは3,500円で貸出をすると書いてありました。というのは恐らく償却すればその方に差し上げるという状況になっておりまして、比較的低価格で各家庭に配布することが可能だと思っているところであります。

そういう風なことがありますて、ぜひ我が町でも、という気持ちでありますけれども、全国的には300近くの局が開局しておりますし、県内でも6か所、今現在進行中が3か所、これは私が把握した時点での話ですけれども、進んでいますよとございます。

こういう風なことがありますて、当然準備、開局するためには、最低限の無線の資格を持った方、こういう準備が必要になってきますので、事前に研究をする必要があるだろうと思います。

こういう状況の中でどういう風な形でというのが一つあります。町の方で立ち上げる、これもないわけではないんですけども、あるいは官民一体、あるいは民間団体、こういうこともあろうかと思いますが、やはり町の方で協力しなければいけないんだろうと思います。そういう風なことを考えておりまして、ぜひともこの後の計画の中に、特に我が町

のような交流の町づくりを推進していく一つの大きなきっかけになるわけですから、この後の、その辺り、決定的なことはないにしても、町長のいま現在のお考えを。

町長 畠山菊夫

町民座談会でも、FM局の立ち上げを提案された方がおりましたけれども、近藤議員いわれる、コミュニティFM局となると、かなり機器の予算とか運営とか、かなりハードルが高くなると思います。まずは、FM局に関心を持っている町民の方々などをメンバーにして、検討委員会なりを立ち上げながら勉強・検討していかなければと考えております。

11番 近藤美喜雄 よろしくお願ひいたします。次に、役場庁舎の関係でございます。

役場庁舎は、昭和45年完成、すでに45年が経過しているわけでございます。これはご承知のとおりでありますけども、かなり劣化がみられておりまして、現在の建物の状況については、耐震診断調査により把握されているわけでありますけれども、その結果をどうするのかというのが、まだ定まっていない。それで、当然補強をしてこのあとまた使用するのか、あるいはまた新たに建てるのか、というところが懸念されるわけでして、町の方では、当然検討チームを立ち上げて調査をされているようでありますけれども、一般町民には内情が知られていないと思います。機会があつて町長が回っているとすれば、もしかするとそういうお話をされている場合もあるかと思いますが、この件についてお伺いいたします。この後の進め方の一つの考え方としてお伺いしたいと思います。

今までの経緯と、なぜ検討に至っているのかについて、町民に改めて説明すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長 畠山菊夫

役場庁舎耐震化計画については、今年3月定例会の行政報告で報告しておりますが、平成25年8月に庁舎内に副町長を委員長としたプロジェクト委員会を設置し、現庁舎の補強による耐震化、小学校への移転、新庁舎建設といった選択肢について検討しているところです。平成26年度には、プロジェクト委員会の下部組織として職員5名によるワーキングチームを立ち上げ調査検討し、たたき台となる検討案を作成しております。

庁舎の耐震診断調査結果、庁舎内にプロジェクト委員会を設置し検討していることについては、広報・町民座談会等でお知らせしておりますが、再度、経緯・現在までの検討状況について、広報・ホームページ等で町民に周知したいと考えております。

近藤議員ご指摘のとおり、庁舎建設は多額の財政負担を伴うものであり、当然町民の意思も反映されなければなりません。今後、ワーキングチームから出された検討案をプロジェクト委員会で精査し、議会や町民の意見を反映させた計画案をしたいと考えており、議員提案の町民から色々なことを募ることも含めて検討したいと思います。

11番 近藤美喜雄 ただいま町長からは、次のことも含めた答弁がございました。特にこの中で、町民の意見を聞く機会を持つべきだということを言っておりますけども、一人ひとりの意見を聞く、あるいは調査をするということは、これは方法としてはどうかなと思います。ただ、それそれが感じてることがあれば、ここにもあるとおりパブリックコメント、いわゆる考えがある人は出してもらって、それを検討委員会などで検討するという風な方法はあり得ると思って書いてますけども、そういう状況町長からありましたので、よろしくお願ひします。

次の問題に含まれてるんですが、今後の進め方について、町長お話ししたとおり慎重に進めて行くということであります。今現在、検討チームで掌握されている、今までどおり使用する場合の費用の問題、あるいは解体する場合の費用、あるいは新しく建てる場合、これは木造とか色んな工法によって変わってくるんですが、どの程度参考資料、基本資料をおさえているものか、もしあるとすれば紹介いただきたい。

町長 畠山菊夫

今後の進め方については、ワーキンググループから出された検討案について、プロジェクト委員会で精査し、年度内には計画案をとりまとめたいと考えております。計画案については、先ほど申し上げましたが、議会・町民へ示し、いろいろなご意見を伺いたいと考えております。

また、一定の方向性が出れば、来年度有識者を交えた庁舎建設委員会を設置し、建設基本計画等の策定等具体的な検討に入りたいと考えております。

次に、現庁舎を耐震壁や鉄骨プレース等で補強した場合の工事費は、補強のみにかかる工事費だけで5億円と試算されております。耐震補強以外でも、経年劣化による外壁、暖房・給排水設備の補修が必要となることから膨大な改修費が見込まれます。現庁舎を

解体する場合の費用は、本体、付属建物含めて約5千4百万円と試算されております。また、新たに庁舎を建設する場合の費用は、構造・規模により大きくなっていますが、鉄筋コンクリート造3階建てで現在の庁舎と同等規模の面積を確保するすれば、設計費・外構工事費・車庫建設費を含んで約10億円と試算されております。

なお、新たに建てる場合の旧庁舎の取り扱いについては、新庁舎建設場所により変わりますが、農村環境改善センター、保健センターなどの駐車場スペースとしての検討が必要になると思いますので、安全面・景観面からしても解体した方がよいと考えております。

11番 近藤美喜雄 ありがとうございました。今の数字は検討途中の数字で確定数字ではないわけありますけれども、このあと慎重なご検討と、これは一つの例として申し上げますけれども、オリンピック記念スタジアムのようなことにならないように、透明性のある進め方をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

続きまして3番目は、TPP交渉の関係でございます。このTPPに関してはご承知のとおり当初だいぶ賛やかに議論されたわけですが、衆参両院の決議事項がございまして、「コメや牛・豚肉などの5項目は聖域」と申しまして、これはあくまでも死守すると、関税の関係ですけども、という風なことがございました。これは一体どうなるのかどうなったのかというのはちょっとありますけれども、農業団体も全中の実質的な解体に恐れをなしたのか、軟化したかにも見え、あまり強い反応はみられません。

しかし、本町農業の代表作目である米をみれば、実態は厳しいと思います。WTOの食用米を含めたミニマムアクセス米77万トンの輸入、今まで終盤のTPP交渉で、7~8万トンを大きく上回る妥協点がささやかれました。これらはどうなるか皆目検討つきませんけれども、米消費の落ち込み傾向と合わせ、当然米価の下落要因となることは間違ひありません。これをカバーするすればやはり国がこの困難な状況を打破するためには、今後国からの大胆な支援がまた想定されるわけあります。

今なぜTPPの議論か、それは本町稻作農業の場合も、厳しい価格競争と高齢化の進行に伴う影響は避けられず、離農が一気に進む可能性があります。地方創生はおろか、集落の衰退が現実味を帯びてくるように思われます。これは前の議員さんからも関連したことが出ておりました。参考までに、7月の町の広報で町長交際費の公開がありまして、その中でTPP阻止等農業の再生と地域経済を守る運動へ支援金を出しております。どんな団体なのか私皆目わかりませんけれども、町長も色々考えているんだなということをちょっと直感しました。

そこで、本町農業農村のここ5~10年後の見通し、見通しというのは當農農家の状態を指しておりますけれども、TPPに対する考え方はどうか。この厳しい南秋地区なり県レベルで協力し、国に働きかけるべきだと思いますがどうでしょうか。

と申しますのは、5年後10年後というのは、我々の地域の場合をみてますと、本町の場合もそうだと思いますが、我々と前後するのが殆ど農業に携わっているわけでありまして、5年後10年後というと、殆どこの方はリタイアしていくということは明らかなわけなんですけども、その場合を想定していくとどうなのかな、というのが考えられます。その点もし把握しておきましたら。

町長 畠山菊夫 本町の農業・農村の継続的な産業活動への影響は甚大であり、地域社会の衰退に繋がることは避けなければなりません。

重要5品目の関税死守については、町村会でも要望活動を行っておりますが、状況を捉えつつ国への働きかけを行って参ります。

国の農業政策は変遷いたしましたが、国民への安全安心な食料の供給があって然るべきものと考えますので、農業者への支援対策につきましては、ソフト・ハード共に充分な対応が出来るよう、今後とも要望して参ります。

11番 近藤美喜雄 この後、十分にご検討いただきたいと思います。成り行きまかせであってはならないと思います。町としても国、県の動向をみながら、精一杯の対応が求められているといつても過言ではありません。特に今後、本町の稻作農業を実質的に牽引していく専業農家には、新たな支援アイデアと持続可能な支援を期待したいと思っております。

この関係についても、先程の議員さんと関連がございました。特に私が感じているのは、前の質問にもあったけれども、いま国なり県なりが応援をしている、例えば売価下落による収入減少が見込まれる農家者への、営農活動支援のための資金、この補償料の全額補助だとか色々ありますけれども、あるいはまた耕作者集積協力金、これは農地の集積集約化に協力する場合の支援、これも国の関係であります。

それから認定農業者の農地及び機械の取得に要する資金、あるいはまた経営規模の拡大や経営の多角化を図って行くために必要な、農業用機械の整備等の経費を補助する国の補助金、これは機械または施設ということになろうかと思いますけれども。

こういう風な諸々なものが現存としてあります。予算にも決算にも出てきておりますけれども、これは一例でありまして一步踏み込んで応援できないかと考えます。そういう風なことで新たなアイデアで米農家を応援していく必要があるんだろうとこういう考えであります。

次の質問ですけども、TPPの影響があっても乗り切れる方向性を示さなければなりません。安心した経営計画を立てることのできる農家、今後の本町稻作農業を任せられる経営者を保護、育成しなければなりません。これは当然のことではありますけれども、我々もたまに耳にしますけれども、米価が下がっていくことは直接この方々の大きな打撃になっていくわけでありまして、この方々が上手くいかないということは、本町稻作農家を守れないわけなんですが、そういう意味合いも含めて何とか特別な対策を講じることができないか、こういう風なことでございます。このような観点から、今後の稻作専業大規模農家はどうあるべきか、町の支援のあり方を伺いたいと思います。

本町の場合、稻作農家を守ることがまず基本だと思います。このことが本町農業を守り、本町の衰退にいくらかでも歯止めをかけることになるのではないかでしょうか。このことについて、町長のお考え構想などありましたらお願ひします。

町長 畠山菊夫

本町では、農地を集積し効率的な利用促進を図る認定農業者に対して「農地利用集積促進奨励金」、転作田の円滑な利用と、経営の安定化対策として「水田利活用支援対策交付金事業」を町単独補助事業として行っております。

国の経営所得安定対策事業、県が今年度より実施する産地交付金事業と共に、農業者の経営基盤の安定のため進めて参ります。

また、生産基盤の整備を進めて行かなければなりません、灌漑設備や圃場整備事業など、土地改良区で申請・認可、策定の各段階にあり、支援を実施し、生産基盤の強化に努めたいと思います。

11番 近藤美喜雄 よろしくご検討お願いします。

続きまして、4つ目の質問でございます。実効求められる八郎潟町版総合戦略。

町の将来を見定め、将来の人口減少対策の指針をつくることは、大変重要なことだと思います。しかし、なぜこんなに性急なのかはよく理解できません。28年3月までに計画が認められれば計画に要する費用は交付される。これはよくみたら交付されることは交付されるけども、1/2という考え方のようです。更に27年10月までに策定できた場合は交付金を上乗せするようありますけれども。

そこでお伺いいたします。なぜこんな大事な計画を短期間で策定させるのか。また27年10月までに策定できた自治体には、どの程度交付金が上乗せされるか、掌握されておりましたらよろしくお願ひします。

町長 畠山菊夫

この交付金は、平成26年12月27日に閣議決定された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型であり、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として創設されております。実効性のある取組で地方の活性化を促すため、地方版総合戦略を円滑に策定し、事業を効果的に実施する目的で、極力早期執行に努めることとされております。

上乗せ交付金には、事業分野や事業の仕組みが定められているほか、他の自治体のモデルとなるような先駆性を有する事業が対象となる「タイプI」と10月30日までに地方版総合戦略を策定し、国の外部審査で認められた事業が対象となる「タイプII」があります。

質問にあります「タイプII」の交付金は、申請額の上限が1,000万円となっており、県内では、6市町村のみの申請となっております。

11番 近藤美喜雄 いまの上乗せの関係については、町長がいまおっしゃったとおりであります、いま始めて聞いたわけですが、それはそれとしても、本体の期限がないのに早くまとめるなさいということありますので、この点については本当は納得しないのですが、もうこれは決まったことで進められております。頑張っていただきたいと思います。

本計画は住民の意向を踏まえることが当然基本でありますけれども、その分析整理、素案作成、各関係機関との調整、県計画との整合など相当の時間を要すると思います。

国が基本資料を提供し、町が基本調査を業者に委託しても、起草の丸投げは注意指導されているようあります。

そこでお伺いしますけれども、本町策定の目玉は7月5日の新聞報道では「中心部のにぎわい創出」とありますが、本計画の国の骨格は人口減対策、この考え方との整合性はどういう具合に考えているか。

町長 畠山菊夫

総合戦略策定における起草作業については、アンケート調査結果を基に先ずは、「人口ビジョン」の素案を作成し、国・県の総合戦略を加味しながら、八郎潟町独自の施策の方向性を定めていく予定であります。

国は、人口減少と地域経済縮小の克服を図るため「雇用創出」・「地方への人の流れ」・「結婚・出産・子育て」・「地域社会の連携」の4つを基本目標に掲げております。県においても同様ですが、「雇用創出」の政策の中に、入込客数の増加を目標に掲げる「交流人口の拡大」があります。

本町においては、平成27年3月に申請した基礎交付分は、えきまえ交流館を拠点にした「にぎわい創出」からの交流人口拡大を中心として、実施計画を提出しております。今後策定する総合戦略は、にぎわい創出による交流人口の拡大を含め、実効性のある総合戦略の策定に努めてまいります。

11番 近藤美喜雄 いまの7月5日の新聞報道の整合性の関係について説明ありました。

続きまして、次に一つの提案でありますけれども、基本調査がまとまり素案が作成された段階で、有識者の意見を聞く機会を設けたらどうか。というのは各自治体の存亡に関わる、といえば言い過ぎかも知れませんが、それだけ重要な計画を、いま短期間の中で設定することであって、どうでもよいというものではないと思いますので、非常に有識者、県の場合も当然やっておりませんので、各団体長さんを集めるということの域を一步超えて、学識者なり有識者の方々の将来展望なり意見を聞いてみる、これを参考にできないか、ということについては、私はそれができたら1回機会をみて計画をまるつきり変えろということではないにしても、何かしら重要なことが出てくる可能性があるんじゃないかなと思ってますけども、この点についてはいかがでしょうか。

町長 畠山菊夫

行政報告でもありましたが、今後、11月末の素案策定に向け「まちづくり計画策定審議会」で審議してご意見を伺うこととしております。

11番 近藤美喜雄 8月4日の、国の「まち、ひと、しごと創生本部」で、1千億円規模の新型交付金で対応する基本方針を決定されました。地方も当然事業費の、この流れをみてますと地方でも半分充当することになるだろう、という書き方でありますて、ちょっと定かではありません。ここに、臨時財政対策債で対応することになるのではないか、ということを書いてますけども、これは定かではありません。しかし事業の総枠は、石破担当大臣の言葉を借りますと、総枠は示されたわけでありますて、1千億円が示された。あとは都道府県を含めた全国各自治体の数というのは1800、こういう風になってきますと総枠は当然出てくるわけでありますて、都道府県なり自治体の代表なり、これが計画によりどうなのか、あるいはまた、画一的に認められるのかどうかわからないですけども、いずれ総体の枠が示されることになります。

そこで次の質問でありますけども、与党内からも色々発表があってから、鳴り物入りの割には小粒だという声があちこちから、ちらほらささやかれてました。これに対して町長はこのあと計画はまだ出来上がってないですけども、心に描くような計画があるとすれば、そういう風なことと、財政の裏付けの関係について何か感じているものがあるでしょうか。

町長 畠山菊夫

総合戦略策定に関する県と市町村の意見交換会の1回目の会議が、7月23日開催されました。今後開催予定の2回目の意見交換会の中で、何らかの説明があると思われます。

また、国が平成28年度に新設する新型交付金については、今のところ支援対象・概算要求等は、まち・ひと・しごと創生本部で決定されていると承知しております。概算要求額は、今年度の1,700億円を大きく下回る1,000億円程度にとどまり、更に実施自治体の事業費負担もあるようですが、まだ県にもそれらの情報は入っておりません。

いずれ、国が推し進める看板政策の割にはやや小粒であると感じておりますが、財政負担も生じることも見据えながら計画を策定する必要があると考えております。

11番 近藤美喜雄 最後になりますけれども、ある面、地方は困惑しているとの見方もあります。これまでも対策を実施してきたが、人口減に歯止めがかからない、これは色々地方ではこの問題が急に起きたわけではなくて、当然想定されてきているところなんんですけども、その為にどうかしたいという対策を一生懸命講じてきている自治体もあるわけなんですけども、それが簡単には歯止めがかかるようなものではない、そう簡単なものではないよ、という風なことであります。このいわゆるいまのような構想で与党の中からも、比較的小規模だなということの事業をいま急いで作らせて、5年間の計画で一つの目途が立つかどうか、これ非常に私はこの後問われる問題だなと思います。

人口が減少してきている自治体、我々のところもそうですけども、しかしながらやはりそのままにしておくわけにはいかない。持続可能な町づくり、これがやはり常に求められると思います。あわせて私は地方に景気を波及させるための大胆な財政政策、これを強く要望していただきたいと思っていいるところです。これは格差が拡大しているという見方がございます。地方の衰退に歯止めをかけるためには、やはり国の力がなければできません。法的なもの例えば本社機能を移転すればどうのこうのありますけども、ああいう風な強力な法体系を整備しないとできないと思います。そういう意味ではこの後も一生懸命、周辺町村なり県なりで協力して、国の方へ働きかけをしていただきたいと思います。以上でありますけども、町長、何か感じていることがあれば一言。

町長 島山菊夫 国・県で掲げる全てについて、満遍なく実施できれば良いことだと思いますけども、先程も言いましたが、財政的負担も見据えながら、実施する事業を取捨選択しながら「八郎潟町版総合戦略」を策定したいと考えております。

11番 近藤美喜雄 以上でございます。どうもありがとうございました。

議長 三戸留吉 これにて、11番 近藤美喜雄君の一般質問を終わります。  
これにて、一般質問を終わります。これより、各常任委員会を開いていただきます。  
最終日、9月17日は、午後3時より本会議を開催いたします。  
本日の会議は、これをもって散会いたします。どうもご苦労様でした。

(午後3時26分)

## 平成27年八郎潟町議会9月定例会 会議録

第10日目 平成27年9月17日(木)

議長 三戸留吉 ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、八郎潟町議会9月定例会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開会いたします。答弁のため出席を求めた者、町長、副町長、教育長、各課課長、会計管理者であります。なお渡部教育課長は、都合により欠席しております。

日程第1、本会議で、各常任委員会に付託された議案等及び請願・陳情について、各常任委員長の報告を求めます。

始めに、総務産業常任委員長、伊藤秋雄君の報告を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄 総務産業常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 次に教育民生常任委員長、金一義君の報告を求めます。

教育民生常任委員長 金一義 教育民生常任委員長報告(別紙報告書のとおり)

議長 三戸留吉 それではこれより、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

まず始めに、総務産業常任委員長 伊藤秋雄君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑がないようなので、総務産業常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長 金一義君に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑がないようなので、教育民生常任委員長に対する質疑を終わります。

これにて各常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、日程第2、議案第40号 八郎潟町手数料条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第40号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第41号 八郎潟町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第41号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第42号 八郎潟町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第42号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第5、議案第43号 八郎潟町個人情報保護条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第43号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第6、議案第44号 定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第44号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第7、議案第45号 八郎潟町電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例を廃止する条例について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第45号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第8、議案第46号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第46号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第9、議案第47号 平成27年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第47号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第10、議案第48号 平成27年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第48号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、日程第11、議案第49号 平成27年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算

(第1号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第49号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第12、議案第50号 平成27年度八郎潟町上水道特別会計補正予算(第2号)について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第50号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第13、議案第51号 八郎潟町と秋田県との間の行政不服審査会の事務の委託について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第51号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第14、議案第52号 町道路線の認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。議案第52号について、委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。次に、日程第15、認定第1号 平成26年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
はい、8番 北嶋賢子君

8番 北嶋賢子 日本共産党の北嶋賢子です。討論に参加をさせていただきます。反対討論となります。今朝の魁新報の1面、編集局長が談話を載せてました。民主主義の崩壊の危機、と題しまして談話を載せてました。皆さまもお目通しかと思います。私は「頼みもしないことはやるな」の内容だと思いました。

認定第1号、平成26年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について  
二組の友人が、神奈川県に越して行きました。あと一組は市内の泉地区に、いずれも動けるうちに息子たちと同居のため。この方たちを見送りました。とても寂しかったです。

26年度の決算に目を通すにつれて、気持ちが沈んでしまいました。そして監査委員の報告にも目新しいところもなく、「特に意見として申し上げるところはないと思われる」これが8回も出ていました。私自身にとっては、とても忙しく、本当に有意義な26年度でした。なのに周辺からはため息ばかり聞こえます。「水は高いし国保も高いし、それに消費税も」それも私たちの同年代からなのです。子どもたちやお年寄りには手厚く、かまどを持っている50代60代への政策支援が足りないと思いました。住宅リフォームとは言いませんが、足りないと思いました。この後の27年度に期待をしたいと思います。

平成26年度八郎潟町一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党の公認議員として非とさせていただきます。終わりります。

- 議長 三戸留吉 他に、討論ありませんか。  
これで、討論終わります。採決します。  
認定第1号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 三戸留吉 起立多数あります。よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第16、認定第2号 平成26年度八郎潟町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第2号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員あります。よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第17、認定第3号 平成26年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第3号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員あります。よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第18、認定第4号 平成26年度八郎潟町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第4号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員あります。よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第19、認定第5号 平成26年度八郎潟町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第5号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員あります。よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、日程第20、認定第6号 平成26年度八郎潟町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)
- 議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第6号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)
- 議長 三戸留吉 起立全員あります。よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第21、認定第7号 平成26年度八郎潟町上水道特別会計決算認定について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。認定第7号について、委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第22 請願・陳情について採決をいたします。受理番号第12号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書の提出についての陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第12号について、委員長の報告は一部採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第12号は委員長報告のとおり一部採択することに決定しました。

次に、受理番号第13号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出についての陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第13号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第13号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、受理番号第14号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第14号について、委員長の報告は、不採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって受理番号第14号は委員長報告のとおり、不採択することに決定しました。

次に、受理番号第15号 憲法に違反する安全保障関連法案を廃案とするよう関係機関への意見書提出を求める陳情について、討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。受理番号第15号について、委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって受理番号第15号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時55分)  
(休憩)  
(午後4時00分再開)

議長 三戸留吉 それでは、再開いたします。

次に、委員会提出議案第1号から第3号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 異議なしと認めます。追加日程第1、委員会提出議案第1号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書、を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄  
委員会提出議案第1号 マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期と改正案の凍結を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成27年9月17日提出、八郎潟町議会議長 三戸留吉殿、提出者 総務産業常任委員長 伊藤秋雄

提案理由 様々な問題を持つマイナンバー制度を急いで実施する必要はありません。いまやるべきことは、時間をかけてその問題点を慎重に検討するため、来年1月実施を延期することを求め、意見書を提出するものです。

2ページ目は、皆さんに議会前に配付しておりますので、省略させていただきます。  
3ページに入ります。平成27年9月、マイナンバー制度の平成28年1月実施の延期を求める意見書(案)、内閣総理大臣 安倍晋三様、総務大臣 高市早苗様、財務大臣 麻生太郎、秋田県八郎潟町議会議長 三戸留吉

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第1号について、賛成の諸君の起立を求めます。  
(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第1号は、可決と決定いたしました。  
次に、追加日程第2、委員会提出議案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書、を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄  
委員会提出議案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成27年9月17日提出、八郎潟町議会議長 三戸留吉殿、提出者 総務産業常任委員長 伊藤秋雄

提案理由 所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)により、事業主の所得からの控除額として、配偶者は86万円、その他親族は50万円のわずかな額が認められているのみです。最低賃金にも達していません。

所得税法第56条は、家族における個人の尊重と男女の平等に反する差別の税制であることは明らかです。いま改善するための仕組みをつくることが急務なことから、意見書を提出するものです。

2ページ目は、皆さんに議会前に配付しておりますので、省略させていただきます。  
3ページに入ります。平成27年9月、所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)、内閣総理大臣 安倍晋三様、法務大臣 上川陽子様、秋田県八郎潟町議会議長 三戸留吉

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
はい、4番 石井君

4番 石井清人 一言、私の感想を言わせてもらえば、国民の義務として、教育の義務と納税の義務が

ありますが、税金を納めることは国民の義務です。所得があればそれに応じて税金を払うということは当然でありますけれども、いま一般的に言われているのは、クロヨンと言われて所得の捕捉というのが業種によって違うんです。勤労世帯であれば給与ですので9割捕捉、自営業者は6割捕捉、農家は4割捕捉ということで、捕捉率が違うんです。

ですから所得だとか経費というのは、正しく申告して正しく納めるというのが原則ですからその制度が青色申告です。手続をすれば誰でもできるのですからそういう制度があります。だから何でも簡単に楽にすればいいというのであれば、日本の納税制度が崩れていくと思いますので、私はこういう安易なやり方は反対します。

議長 三戸留吉 他にありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第2号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長 三戸留吉 起立多数であります。よって委員会提出議案第2号は、可決と決定いたしました。  
次に、追加日程第3、委員会提出議案第3号 安全保障関連法案を廃案とすることを求める意見書、を議題といたします。  
本案について提案理由の説明を求めます。

総務産業常任委員長 伊藤秋雄

委員会提出議案第3号 安全保障関連法案を廃案とすることを求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。平成27年9月17日提出、八郎潟町議会議長 三戸留吉殿、提出者 総務産業常任委員長 伊藤秋雄

提案理由 安全保障関連法案には、圧倒的多数の憲法学者が反対し、全国の弁護士会が反対の声明を出し、学者、宗教者、市民、学生、母親、戦争体験者など、広範な人々が反対の行動に立ち上がっており、どの世論調査でも国民の5割以上が「憲法違反」といい、国民の8割が「政府は納得のいく説明をしていない」と答えています。このような法案を成立させることは国民主権の上からも立憲主義の上からも認めるわけにはいかないことから、意見書を提出するものです。

2ページ目は、皆さんに議会前に皆さんに配付しておりますので、省略させていただきます。3ページに入ります。平成27年9月、安全保障関連法案を廃案とすることを求める意見書(案)、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、法務大臣様、外務大臣様、防衛大臣様、秋田県八郎潟町議会議長 三戸留吉

議長 三戸留吉 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決いたします。委員会提出議案第3号について、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって委員会提出議案第3号は、可決と決定いたしました。  
次に、日程第23、議案第53号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求め  
について、を上程します。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫

議案第53号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

教育委員の小玉美穂子氏は平成27年9月19日をもって任期満了になりますので、引き続き教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定により同意を求めるものであります。

小玉氏は、人格も高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者として提案するものです。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長 三戸留吉 これより議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。この案件に関しては、起立採決でいきたいと思いますが、いが  
がでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 日程第23、議案第53号 八郎潟町教育委員会委員の任命につき同意を求める事  
について、本案に同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第53号については、同意することに決定いたし  
ました。

追加提案

次に、お手元に配付しております資料のとおり、追加案件が1件あります。このこと  
について、本日、議会運営委員会を開催いたしております。議会運営委員長の報告を求  
めます。1番 村井剛君

議会運営委員長 村井剛 私から、9月定例会の追加案件を審議いたしました当議会運営委員会の審議経  
過と結果について、ご報告いたします。

本日、午後2時30分から、第1委員会室において当局より町長、総務課長が出席し  
委員会が開かれました。当局より、平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）  
についてを、追加案件として上程したいとの申し出がありました。

このことから、追加案件として日程に追加し、議案第54号 平成27年度八郎潟町  
一般会計補正予算（第3号）についてを上程することに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 三戸留吉 お諮りします。委員長報告のとおり、これを日程に追加し、追加日程第4、として議  
題にしたいと思います。ご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 三戸留吉 ご異議なしと認めます。議案第54号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第  
3号）を日程に追加し、追加日程第4、として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、議案第54号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）に  
ついてを上程いたします。提案理由の説明を求めます。

町長 畠山菊夫 ただ今、追加提案のありました補正予算について、ご説明申し上げます。

議案第54号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について

この度の補正予算は、老人福祉センターのボイラー室内にある、お湯を貯蔵する「ス  
トレージタンク」の修繕工事についてであります。

9月4日、タンクからお湯が漏水しているのを発見し、翌日、詳細な調査を実施した  
ところ、タンク上部にある「安全ベン」関係が老朽化により腐食しており、そこから漏  
れて「タンク保温カバー」内を伝って、下部から流れ出ていることが判明しました。

修繕内容は、この「安全ベン」関係と「タンク保温カバー」の取り換えを行うもので  
あります。タンクの漏水により、今後、社会福祉協議会で実施している「デイサービス」  
利用者への影響が懸念されることから、早急に対応したく計上するものであります。

次に予算書についてご説明します。1ページ、歳入歳出にそれぞれ62万4千円を追  
加し、歳入歳出の予算総額を29億6,796万2千円としております。

7ページ、歳入には、前年度繰越金62万4千円を、歳出には、民生費・社会福祉費

・老人福祉センター設置費の工事請負費に、ボイラー室ストレージタンク修繕工事として62万4千円をそれぞれ計上しております。  
以上が、一般会計補正予算（第3号）の概要であります。  
何卒ご理解のうえ、ご可決くださるようお願いいたします。

議長 三戸留吉 議案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(質疑なしの声あり)

議長 三戸留吉 質疑なしと認めます。質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。  
(討論なしの声あり)

議長 三戸留吉 討論なしと認めます。採決します。  
追加日程第4、議案第54号 平成27年度八郎潟町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)

議長 三戸留吉 起立全員であります。よって、議案第54号は、原案どおり可決されました。  
以上、今定例会に付議された案件は、すべて終了しました。  
これをもって八郎潟町議会9月定例会は閉会いたします。ご苦労様でした。

(午後 4時21分)